

S-GAP 農場評価制度実施要綱

平成28年10月17日農林部長決裁

平成30年2月2日一部改正

令和元年5月14日一部改正

令和2年10月29日一部改正

令和3年7月1日一部改正

令和3年12月6日一部改正

(目的)

第1条 本県では、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（平成22年4月農林水産省生産局制定）」に準拠したS-GAPを平成26年度に策定し、普及推進しているところである。

今後、生産者の改善意欲や消費者・実需者からの信頼性をさらに高めるために、S-GAP実践状況を客観的に評価するS-GAP農場評価（以下「農場評価」という。）の仕組みが必要である。

このため、本要綱において、農場評価に必要な事項を定め、本制度を円滑に運用することで、モラルとルールに則った正しい農業のやり方を県内農業者に広く普及し、経営上のリスク把握による効率的かつ持続可能な農業経営の実現を目指すものである。

(実施主体)

第2条 農場評価の実施主体は、農産物安全課長及び各農林振興センター所長とする。

(用語の定義)

第3条 本制度において使用する用語の定義は、下表のとおりとする。

S-GAP	食品安全、労働安全、環境保全に配慮した農業生産安全確認運動を実践するために埼玉県が策定したGAP規範
S-GAP実践農場(以下「実践農場」という。)	農場評価の結果、全ての項目についてリスクが見られない(=リスクが管理されている)と評価された農場。 なお、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAPなど、外部審査員によるGAP認証を取得した農場(本制度では「民間GAP認証農場」と称する)については、実践農場とみなすことができる。
S-GAP実践集団	複数の生産者で構成される生産集団で別に定める評価の結果、集団内の対象農場全てが実践農場として評価された集団
チェックシート	S-GAPの各項目を整理・集約した一覧表(別添1)
S-GAP農場評価員(以下「評価員」という。)	申請のあった生産者の農場において農場評価を行う者
点検員	評価員が行った農場評価の結果について点検を行う者

(農場評価の対象)

第4条 評価の対象となる農場の要件は次のとおりとする。

- (1) 埼玉県内に事務所（事務所がない場合は住所）があること
- (2) 埼玉県内で、野菜、果樹、穀物、茶のいずれかに分類できる作物の生産を行っていること
- (3) 自己又は他者が点検したチェックシートにおいて、全ての項目の評価が○（問題なし）又は－（該当なし）であること

(S-GAP農場評価員)

第5条 評価員の役割は、下表のとおりとする。

設置機関	役割
各農林振興センター(管理部)	各農林振興センター管轄区域内の農場評価を行う
農産物安全課	次のような場合に、必要に応じて農林振興センター評価員の支援及び補助を行う ・生産集団に対する農場評価 ・複数の農林振興センター管轄区域に分散した農場に対する農場評価 ・農林振興センター評価員に欠員が生じた

- 2 農産物安全課長及び各農林振興センター所長は、毎年度当初、評価員研修[※]修了者の中から評価員を指定し、農林振興センター所長は、その結果を農産物安全課長に提出するものとする。

対象者がいない場合は、評価員の早急な育成に努めるものとする。

※農産物安全課が開催又は指定した研修

- 3 任期は当該年度末までとし、年度中に評価員の交代が必要となった場合は、同条2項に基づき、再指定するものとする。

(点検員)

第6条 点検員の役割は、下表のとおりとする。

設置機関	役割
農産物安全課	評価員が行った農場評価の結果について点検を行う

- 2 農産物安全課長は、毎年度当初、点検員を2名以上指定するものとする。
ただし、点検員は評価員と兼務できないものとする。
- 3 任期は当該年度末までとし、年度中に点検員の交代が必要となった場合は、同条2項に基づき、再指定するものとする。

(制度の内容)

第7条 評価方法及び基準

評価員は、S-GAP農場評価シート(別添2)の各評価項目の達成水準に対する取組度合いに応じ、適、リスク1、リスク2の3段階で評価する。

評価基準については下表のとおりとする。

適	各評価項目の達成水準に対し、特に改善を要する事項がなく、食品安全、労働安全、環境保全のリスクが見られない。
リスク 1	各評価項目の達成水準に対し、改善が必要で、食品安全、労働安全、環境保全のリスクが見られる（問題発生の可能性がある）。
リスク 2	各評価項目の達成水準に対し、取組が見られない、あるいは、取組の意思がない。すでに問題が発生している。
－	取り組む必要がない（非該当項目）

2 評価結果の点検

前項で実施した農場評価の結果について、複数の点検員から点検を受けるものとする。ただし、更新評価の場合は点検を省略する。

3 実践農場

農場評価の結果、全ての項目の評価が適となった農場を実践農場とする。

実践農場には、S-GAPナンバー（SGN）を付与し、S-GAP実践農場リストに記載する。有効期間は、農場の評価年月日（決裁日）から3年間とする。

なお、令和3年9月までに実践農場2020と評価された農場は、評価年月日（決済日）から3年間、S-GAP実践農場としての評価を有効とする。

4 評価結果の通知

農林振興センター所長は、農場評価終了後、速やかにその結果について申請者に通知する。

5 集団評価

複数の生産者で構成される生産集団が第4条に規定する要件を満たす場合、当該集団に対する農場評価の方法は、別に定める。

6 確認

農林振興センターは、管轄区域内の実践農場に対しS-GAP実践状況について確認するよう努めるものとする。

7 取消し

実践農場が同条3項に規定する要件を満たさなくなった場合又は虚偽の報告、意図的な隠蔽、重大な事故等、実践農場として不適切な行為をした場合、農林振興センター所長は、実践農場の評価を取り消す。

(情報の取扱い)

第8条 農場評価に際し把握した個人情報等については、第2条に規定する実施主体が責任をもって管理し、GAP普及推進の用途以外には用いない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

2 本制度は、賛同する農業者団体等と緊密な連携を取って実施するものとする。

附則

この要綱は、平成28年10月20日から施行する。

この要綱は、平成30年2月2日から施行する。

この要綱は、令和元年5月14日から施行する。

この要綱は、令和2年10月29日から施行する。

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年12月6日から施行する。

別添1

年 月 日 (氏名): (住所): (評価者氏名):

チェックシート

○:問題無し
×:問題あり
-:該当無し

区分	チェック項目	達成水準	評価
ほ場や作業場等の管理	作業場等の整理整頓、衛生管理	作業場や収穫物取扱施設は、破損や衛生上の問題が認められず、整理整頓されている。	
	ほ場汚染リスクの把握と対応	ほ場汚染のリスクがないことを確認している。または必要な対応をしている。	
	鳥獣を引き寄せない農場管理	鳥獣を引き寄せないよう、作物残さ等は管理された場所に保管している。	
水	生食農産物にかかる水の安全確保	生食する農産物に直接かかる水や洗浄水は、水道水または飲用適の水を使用している。	
	【米限定】止水期間、流出防止	農薬ラベル記載の止水期間を守っている。濁った水が水田から外に流出していない。	
廃棄物	廃棄物の分類、表示、保管	廃棄物は品目別に分類・表示し、飛散・流出しないよう保管している。	
	廃棄物の適正処理	農業生産活動で発生した廃棄物は適正に処理し、その証拠書類を保管している。	
農作業安全	危険作業場所の注意喚起表示	危険な作業や場所には注意喚起の表示をしている。	
	作業に合わせた装備と適切な保管	機械、農薬散布、騒音等に応じた装備で作業し、使用後は洗浄するなど適切に保管している。	
	農作業事故防止の作業環境改善	事故が起きないように、体調管理や事故発生時の連絡体制など作業環境改善に努めている。	
	【茶限定】ボイラー設置者の義務	ボイラーは届け出等が必要な規模かどうか確認し、適切に設置している。	
	農業用資材の適正保管	保管場所は火気が無く換気十分で漏洩対策がある。危険物は法令を遵守して保管。	
	危険作業の把握、回避、対応	危険な作業を事前に把握して回避し、事故発生時に対応するための訓練をしている。	
	有資格者等による危険作業の負担、指導	危険な作業や指導は有資格者等が行い、妊産婦や年少者に危険作業を割り振らない。	
	各種保険への加入	保険に加入している。	
収穫物の取り扱い	作業前、トイレ後の手洗いの徹底	生食する農産物を収穫、出荷調製する際は、必ず手洗い等を行っている。	
	収穫調製用具類の適正管理	収穫調製に使用する包丁やハサミなどは、洗浄・手入れし適切に管理している。	
	出荷物の汚染、異物混入発生防止	調製・出荷時には細心の注意を払っており、出荷先から異物混入や汚染のクレームは無い。	
	【麦限定】赤かび病対策	出荷麦から暫定基準値を超えるかび毒(DON)が検出されない。	
	【米限定】用途限定米等の区分管理	用途限定米や食用不適米は、他の米穀とはっきり区分して取り扱われている。	
農薬使用	毒劇物等の適正保管	毒劇物は他の資材と分けて施錠保管し、法定表示。液剤の下にバットを敷く等で流出防止。	
	農薬の移し替え禁止	農薬を他の容器に移し替えていない。	
	農薬使用基準(ラベル)の遵守	農薬ラベルの記載内容を遵守し、特に土壌くん蒸剤は使用上の注意に従っている。	
	散布薬液のドリフト対策	周辺ほ場・住民に対するドリフト防止対策及び、周辺からの被曝防止対策に配慮している。	
	散布薬液の濃度、量の正確な調製	農薬散布液は、散布面積から必要量を計算し、適切な器具で調製している。	
	農薬散布機等の点検、整備	農薬散布機等は使用前後の点検、使用後洗浄など適正に整備している。	
	農薬以外の防除方法の実施	病害虫発生状況を把握し、農薬以外の防除対策により農薬を減らす努力をしている。	
土壌管理 施肥	土壌診断結果に基づく適正施肥	土壌診断結果に基づく(米除く)施肥設計を基本に、生育状況等に応じて適切に施肥している。	
	投入する堆肥の安全性確保	使用する堆肥は、安全性を確認したうえで施用している。	
	有機物施用による土づくり	作物残さは堆肥化してほ場還元するなど、有機物による土づくりに努めている。	
記録 書類	ほ場情報の整理と保全	ほ場の地番、面積、栽培歴、借入状況等を整理し、生産活動を行う責任者が明確になっている。	
	資材の購入伝票等の整理、保存	資材(種苗、堆肥、土壌改良材、肥料、農薬等)の購入伝票等を整理・保存している。	
	出荷記録の一定期間保存	出荷に関する記録(品目、量、年月日、販売先など)を2年分程度保存している。	
	農薬・肥料の使用記録、保存	農薬・肥料の使用状況(年月日、場所、作物、資材名、面積、量、倍数、作業者)の記録がある。	
	在庫と栽培に関する記録類	農薬と肥料の正確な在庫記録や栽培記録(生産履歴)を整理保存している。	
	機械類の使用法習熟、点検・整備	機械類の取扱説明書の保管、使用方法の習熟、定期的な点検・整備を行っている。	
権利保護	種苗等の利用における権利の確認	登録品種の種苗等を許可なく譲渡や譲受していない。	
	知的財産の権利保護	自分の知的財産を保護するとともに、他人の知的財産を侵害していない。	
点検	自己点検と早急な改善	チェックシート等で定期的に点検し、改善箇所が発見された場合、早急に対応している。	

農場名		評価日時	
農場対応者		評価員	
備考			

評価方法	区分	番号	評価項目	達成水準	評価のポイント	評価	コメント
現 場	ほ場、 作業場等	1	作業場等の整理整頓、衛生管理	作業場や収穫物を取り扱う施設が整理整頓され、清潔に保たれている。	整理整頓により作業動線が確保されており、問題が発生するリスクは見られない。		「適、リスク1、リスク2、-」で評価
			ほ場汚染リスクの把握と対応	ほ場が汚染される危険性について、あらかじめ把握し、対応している。	過去の使用履歴や周辺の状況からほ場の汚染リスクを検討しており、必要に応じて何らかの対応をしている。		
		10	鳥獣を引き寄せない農場管理	鳥獣を引き寄せないように、作物残さ等は管理された場所に保管している。	農産物、廃棄物、作物残さ等が管理されており、鳥獣を引き寄せるリスクは見られない。		
		31	汚濁水の水田外への流出回避(米のみ)	水田から濁った水が、ほ場外に流出していない。	水田の水尻(水の出口)において、水田からの泥の流出等がほとんど見られない。		
		44	土壌侵食の防止、侵食軽減対策	土壌の侵食を受けやすいほ場では、侵食を軽減する取組を活用している。	問題となる土壌侵食は認められない。又は逆さ掘り、被覆作物、草生栽培、堆肥施用、防風垣等を実施している。		
確 認	エネルギー	9	エネルギーの効率利用	常にエネルギー消費を抑えようという意識を持っている。	何らかの省エネに取り組んでいる。 ・節電、節水、節燃対策 ・省エネ機械の選択、整備点検 ・施設、設備の修繕、など		
	廃棄物	6	廃棄物の分類、表示	廃棄物は、品目別に場所を決めて表示している。	廃棄物は種類別に分別保管され、表示されている。		
			廃棄物の適正保管	廃棄物は、飛散・流出しないよう保管している。	保管場所は、屋根やシート等で保護されるなど、廃棄物が飛散・流出するリスクは見られない。		
	農作業安全	12	危険作業場所の注意喚起表示	危険な作業・場所等には、注意喚起の看板等が設置されている。	危険な場所に注意喚起等を表示している。表示が難しい場合は危険作業前に再確認している。		

農場名		評価日時	
農場対応者		評価員	
備考			

評価方法	区分	番号	評価項目	達成水準	評価のポイント	評価	コメント
現 場 確 認	農作業 安全	13	農作業事故防止の作業環境改善	農作業事故防止のための作業環境改善を行っている。	以下のような改善に取り組んでいる。 ・農道補強、路肩草刈り、補助ミラー、手すり、柵、滑り止め、換気扇設置、など		
		14	トラブル発生時の連絡体制	非常時の連絡先リストを作成し、事故の発生リスクが高い場所に掲示している。	連絡先が見えるところに掲示されている。		
		15	毒劇物等の適正管理	毒劇物等は法令に従って適切に管理している。	毒劇物は他の資材と分けて施錠保管 「医薬用外」+赤地に白字で「毒物」表示 " 白地に赤字で「劇物」表示 ・液剤の下には容量以上のバット等設置		
		15	農業用資材の適正保管	農業用資材は、種類ごとに整理整頓して適切に保管している。	・危険物※は、管轄の消防署等に保管量、保管手続、表示方法等を確認し、適切に保管 ※危険物:ガソリン(200ℓ)、灯油・軽油(1,000ℓ)、硝酸アンモニウム、生石灰など ・保管場所の火気、換気、漏洩対策は適切		
	16	農薬の移し替え禁止	農薬の移し替えは絶対に行わない。	飲用容器への移し替えは行っていない。 容器の破損等によりやむを得ず移し替えた場合は使用基準ラベルを貼付している。			
	38	適切な装備と保管	作業の特性に合わせた作業着等を着用し、適切に保管している。	作業特性に応じた装備を着用している。 ・専用のロッカー等に保管 ・使用後はよく洗浄、など			
	26	用途限定米の区分仕分け(米のみ)	用途限定米や食用不適米が、他の米穀とはっきり区分して取り扱われている。	用途別に離れた場所に保管されている。また、出荷にあたっては、伝票や包装・容器に用途が明記されている。			
現	収穫物の 取り扱い	30	赤かび病対策の徹底(麦のみ)	出荷麦から、厚生労働省の定めた暫定基準値を超える「かび毒(デオキシニバレノール)」が検出されない。	適切な赤かび病対策を実施していることが確認できる。 ・ほ場巡回による生育状況の把握と適期防除 ・指導機関の指導下で防除を実施 ・収穫後の速やかな乾燥 など		
		33	収穫から出荷までの品質低下防止	収穫した米や麦の品質低下を招かないよう、適切に施設を運用している。	収穫物の品質を維持する工夫が見られる。 ・収穫後は速やかに調製、箱詰め ・収穫物、出荷物の温度上昇防止		

農場名		評価日時	
農場対応者		評価員	
備考			

評価方法	区分	番号	評価項目	達成水準	評価のポイント	評価	コメント
場 確 認	取ワ扱い	34	汚染、異物混入防止	出荷物への異物や異品種の混入を防ぐ対策を取っている。	収穫以降において出荷物に異物混入や汚染等が発生するリスクは見られない。		
		5	農薬の流出防止	農薬ラベルに記載されている止水期間を守っている	記録や聞き取りの内容から、止水期間を遵守していると判断できる。		
		27	農薬使用基準(ラベル)の遵守	農薬使用時は、必ず登録情報や容器のラベルに書かれている使用基準を確認し、その内容を守っている。	薬液の計量や希釈に使用する器具類が揃っており、記録や説明の内容から適正な薬液調製、使用基準の遵守が確認できる。		
		35	散布薬液の正確な調製	農薬散布液を作製する際は、散布面積等から必要量を計算し、適切な器具を使い調製している。	計算した薬液の必要量に対し、適切な計量器具による調製が確認できる。		
		28	農薬散布機等の使用後洗浄	農薬散布機等を使用する際は、使用後の洗浄を適切に行っている。	農薬散布機等は洗浄された状態で保管されており、洗浄水が公共用水域などへ流出するリスクは見られない。		
間 き	農薬使用		農薬散布機等の点検、整備	農薬散布機等を使用する際は、使用前後の点検を適切に行っている。	定期的な点検整備状況が確認できる。 ・作業前後の動作チェックを習慣化 ・定期交換部品は指定時期に交換、など		
		29	散布薬液のドリフト防止	防除の際は、気象条件や農薬の性質等を考慮して、周辺への影響をできる限り低減する努力をしている。	以下のような取組が確認できる。 ・気象条件や時間帯を十分に考慮 ・ドリフト軽減ノズル等の使用 ・飛散が少ない農薬の剤型を選定、など		
		42	周辺住民に配慮した農薬使用	農薬散布の際は、近隣住民に十分配慮している。	次のような取組を行っている。 ・周辺住民に農薬散布情報を提供 ・散布に際し、気象条件や時間帯、剤型、軽減ノズル等を選択 ・苦情内容を記録し、対処に努力、など		
取 り	農薬使用	36	農薬以外の防除の実施	化学合成農薬に代わる防除手段を積極的に導入している。	輪作、対抗植物、病害虫抵抗性品種、被覆栽培、マルチ栽培等を導入している。		
		36	病害虫発生状況の把握	病害虫の発生状況を把握し、農薬の使用は必要最低限としている。	病害虫発生情報の取得に努めている。 ・県、市町村、JA等からの発生予察情報 ・インターネットの情報		

農場名		評価日時	
農場対応者		評価員	
備考			

評価方法	区分	番号	評価項目	達成水準	評価のポイント	評価	コメント
聞き取り	土壌管理 施肥	2	土壌診断に基づく施肥	栽培暦等を参考にして、肥料を施用している。	土壌診断結果に基づく施肥設計を作成し、適正施肥に努めている。 ・生育状況や天候を考慮して施肥 ・局所施肥技術、肥効調節型肥料の活用		
		3	自家製堆肥の安全性確保	堆肥を自家製造する場合は、適切に堆肥化して使用している。	切り返しによる発酵促進を図り適切に堆肥化している。 ・70℃の発酵熱を数日間維持 ・完熟と未完熟の堆肥は区分管理		
			購入堆肥の安全性確保	購入堆肥の安全性を確認している。	原料、製造方法、成分などについて確認している。		
		4	持続可能な農業の実践	有機物を施用するなど、持続可能な農業に積極的に取り組んでいる。	堆肥、緑肥、土壌改良材等を施用し、地力増進に努めている。 ・多毛作、輪作、不耕起栽培等の実施		
		8	作物残さの有効活用	稲わらや麦わら等を有機質資源として、できるだけ有効活用している。	稲わらや麦わら等は、有機物として土づくりに活用したり、飼料や敷きわら等として有効活用している。		
		41	土壌汚染状況の確認	有害物質による土壌汚染の恐れがないことを確認している。	次のような取組を行っている。 ・過去の履歴を確認し、汚染される恐れのある利用方法は無いことを確認している。 ・行政機関等から、地域に自然由来の汚染がないことを確認している。 ・確認のため、土壌の成分分析を実施したことがある。 など		
		41	土壌汚染による影響の回避	(汚染の恐れがある地域の場合)汚染回避対策を取っている。	作付品目の制限、影響を回避する栽培管理方法の選択、客土の実施など、汚染回避対策を取っている。		
		32	体調不良時の農作業禁止	体調がすぐれない状態での作業は控えている。	自分以外の従業員の体調確認方法や体調不良時の作業制限状況が、記録や説明の内容から確認できる。		

農場名		評価日時	
農場対応者		評価員	
備考			

評価方法	区 分	番号	評価項目	達 成 水 準	評価のポイント	評価	コメント	
聞き取り	農作業安全	11	危険作業の把握	危険を伴う作業を把握している。	危険な作業を把握しており、具体的に説明できる。			
			危険作業の回避、対応	危険を伴う作業の回避や事故発生時に備えた研修・訓練等を行っている。	研修や訓練を行うか、参加している。 ・事故回避の勉強会、講習会に参加 ・ " " に従業員が参加 ・応急処置の講習会に参加、など			
		37	有資格者等による危険作業の負担、指導	危険な作業は有資格者等が行っている。	記録や説明の内容から資格の有無、メーカー講習等の受講状況、危険作業の実施状況が確認できる。			
			熟練者等による作業者の指導	育成が必要な作業者に対しては熟練者が指導している。	指導が必要な作業者がいる場合、記録や説明の内容から熟練者等の指導状況が確認できる。			
			妊産婦や年少者の危険作業回避	妊産婦や年少者に危険な作業を割り当てない。	妊産婦や年少者の作業者がいる場合、危険な作業分担がないことが確認できる。			
	記録、書類	7	廃棄物の適正処理	農業生産活動によって発生した廃棄物は、地域のルールや法令を遵守して処理している。	委託契約書、マニフェスト、JA等の委託伝票等により廃棄物の適正処理が確認できる。または地域、行政のルールに従って処理している。			
			17	種苗等の利用における権利の確認	種子は、正規のルートで入手している。	種子(もしくは購入苗)は種苗業者から正規に購入しており、その品種の利用条件を把握・遵守できている。		
					私的な取引で入手する場合は、その品種の利用条件を確認している。	私的な取引で入手した場合、その品種の利用条件を確認している。		
		18	ほ場情報の整理と保存	生産ほ場の一覧を作成するなど、ほ場情報や栽培歴を整理し、保存している。	生産ほ場の地番、面積、栽培歴、借り入れ状況等が整理されている。(仕様書添付様式による整理)			
		18	生産活動における判断、責任の所在確	生産ほ場について、生産活動に関する判断を行い、その責任を負うことが明確になっている。	生産活動(品目の決定、栽培管理など)について、誰が判断し、責任を負うかが明確になっている。			

農場名		評価日時	
農場対応者		評価員	
備考			

評価方法	区 分	番号	評価項目	達 成 水 準	評価のポイント	評価	コメント
聞 き 取 り	記録、 書類	20	資材の購入伝票等の整理、保存	資材の購入伝票等は、必要に応じて確認できるよう、整理して保存している。	資材(種苗、堆肥、土壌改良材、肥料、農薬等)の購入伝票等が整理・保存されている。		
		24	出荷記録の一定期間保存	出荷に関する記録を一定期間保存するなどして、万一の事故発生に備えている。	出荷に関する記録(出荷品目、量、年月日、販売先等)が2年分程度保存されている。(販売委託先での保存も可)		
		40	農薬の使用記録、保存	農薬の使用状況を記録し、保存している。	農薬使用(年月日、場所、作物名、農薬名、散布面積、使用量又は希釈倍数、作業)の記録がある。		
			肥料の使用記録、保存	肥料の使用状況を記録し、保存している。	肥料使用(年月日、場所、作物名、肥料名、施用面積、施用量、作業)の記録がある。		
		43	各種保険への加入	各種保険に加入している。	書類等で保険の加入状況を確認できる。		
		19	農薬在庫の正確な把握	管理台帳等に整理することによって、農薬の在庫を正確に把握している。	農薬の在庫管理台帳と実際の在庫が合致している。		
			肥料在庫の正確な把握	管理台帳等に整理することによって、肥料の在庫を正確に把握している。	肥料の在庫管理台帳と実際の在庫が合致している。		
		25	栽培記録等の一定期間保存	栽培記録等を取引先等からの求めに備え、整理・保存している。	栽培に関する記録(生産履歴)が整理・保存されている。収穫量については計算による推計でも可。		
	34	異品種混入防止対策の徹底	異品種の混入を防ぐ対策を取っている。(種子更新の徹底)	種子の購入伝票等から種子更新を実施していることが確認できる。			
			機械類の使用 方法習熟、 点検・整備	機械・器具類の使用にあたっては、使用方法の習熟や点検・整備を怠らない。	記録や説明の内容から機械類の使用 方法の習熟度や定期的な点検・整備の 状況が確認できる。		

農場名		評価日時	
農場対応者		評価員	
備考			

評価方法	区 分	番号	評価項目	達 成 水 準	評価のポイント	評価	コメント
聞き取り	記録、書類	39	取扱説明書の熟読と保存	取扱説明書はよく読み、きちんと保存している。	取扱説明書の保存状況が確認できる。ただし、取扱説明書が入手できない場合、機械メーカー等の熟練者から取扱い情報を入手し、機械・器具を適切に維持・管理することで替えることができる。		
		45	大規模施設の運営管理体制	施設の管理運営体制を整備し、施設運営上の責任の所在を明らかにしている。	管理運営体制に関する組織図等が確認できる。		
	権利保護	46	知的財産の権利保護	知的財産を保有している場合、自己のものとして権利関係を取得している。	知的財産を保有している場合、権利侵害のリスクは見られない。		
	点検	21	チェックリストによる自己点検	年に1回以上、チェックリストを使った自己点検を行っている。	S-GAPチェックリスト等で年に1回以上自己点検を行っている。 (農場評価申請により自己点検実施済)		
		23	改善箇所の早急な対処	点検の結果、改善が必要な事項があった場合、早急に対処している。	改善に向けた迅速な対応が見られる。 ・農場評価の指摘事項(是正指導)に可能な限り早急に対応、など		
		22	他者からの点検	他者からの点検を受け入れている。	JA営農指導員や農林振興センター職員等、他者によるS-GAPチェックを受けている。(農場評価自体が他者評価)		

番号	達成水準	適:リスクは見られない	リスク1:リスクはあるが問題未発生	リスク2:すでに問題が発生している
1	作業場や収穫物を取り扱う施設が整理整頓され、清潔に保たれている。	整理整頓により作業動線が確保されており、問題が発生するリスクは見られない。	<ul style="list-style-type: none"> ・土埃が大量に溜まっている ・使わない機材や廃棄物が未整理 ・作業場に水が浸入してしまう構造 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業者のケガ、器具の損壊等 ・道具や資材等の所在が不明
1	ほ場が汚染される危険性について、あらかじめ把握し、対応している。	過去の使用履歴や周辺の状態からほ場の汚染リスクを検討しており、必要に応じて何らかの対応をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ・農地以外の使用履歴がある ・周辺からの汚染の可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然由来の土壌汚染に対し、何ら対策を講じていない。 ・周辺からの汚染が明らかである。
2	栽培暦等を参考にして、肥料を施用している。	土壌診断結果に基づく施肥設計を作成し、適正施肥に努めている。 <ul style="list-style-type: none"> ・生育状況や天候を考慮して施肥 ・局所施肥技術、肥効調節型肥料の活用 	土壌診断を実施しておらず、過剰施肥や生育障害が発生するリスクがある。	施肥に起因する生育障害や環境汚染が発生している。
3	堆肥を自家製造する場合は、適切に堆肥化して使用している。	切り返しによる発酵促進を図り適切に堆肥化している。 <ul style="list-style-type: none"> ・70℃の発酵熱を数日間維持 ・完熟と未完熟の堆肥は区分管理 	堆肥製造工程が不適切であり、生育阻害のリスクがある。	自家製堆肥に起因する雑草や病害虫、生育障害が発生している。
3	購入堆肥の安全性を確認している。	原料、製造方法、成分などについて確認している。	製品情報を確認していない。	購入堆肥に起因する問題が発生している。
4	有機物を施用するなど、持続可能な農業に積極的に取り組んでいる。	堆肥、緑肥、土壌改良材等を施用し、地力増進に努めている。 <ul style="list-style-type: none"> ・多毛作、輪作、不耕起栽培等の実施 	現状では地力増進対策を実施していないが、必要性は理解しており改善に向けて取り組む意思がある。	地力増進に努めておらず、地力に起因する問題が発生している。
5	農薬ラベルに記載されている止水期間を守っている。	記録や聞き取りの内容から、止水期間を遵守していると判断できる。	止水期間を遵守できていない、もしくは止水期間そのものを認知していないことが、聞き取り等から確認された。	止水期間を遵守しないことによる周辺への影響が確認できる。
6	廃棄物は、品目別に場所を決めて表示している。	廃棄物は種類別に分別保管され、表示されている。	分別保管されているが、表示がない。	廃棄物の保管場所が特定されていない。
6	廃棄物は、飛散・流出しないよう保管している。	保管場所は、屋根やシート等で保護されるなど、廃棄物が飛散・流出するリスクは見られない。	廃棄物の保管対策が不十分であり、飛散、流出するリスクが見られる。	廃棄物が飛散、流出している。
7	農業生産活動によって発生した廃棄物は、地域のルールや法令を遵守して処理している。	委託契約書、マニフェスト、JA等の委託伝票等により廃棄物の適正処理が確認できる。または地域、行政のルールに従って処理している。	現状の処理方法は一部不適切だが、改善に向けて取り組んでいる。	廃棄物を適正に処理する意思がない。
8	稲わらや麦わら等を有機質資源として、できるだけ有効活用している。	稲わらや麦わら等は、有機物として土づくりに活用したり、飼料や敷きわら等として有効活用している。	稲わらや麦わら等は、全量を廃棄物としているが、その処理方法は適切である。	稲わらや麦わら等は、全量を廃棄物として処理しており、周辺への飛散や不要な焼却による煙害など不適切である。

番号	達成水準	適:リスクは見られない	リスク1:リスクはあるが問題未発生	リスク2:すでに問題が発生している
9	常にエネルギー消費を抑えようという意識を持っている。	何らかの省エネに取り組んでいる。 ・節電、節水、節燃対策 ・省エネ機械の選択、整備点検 ・施設、設備の修繕、など	省エネに取り組む意思はあるが、具体例がない(説明できない)。	省エネに取り組む意識がない。
10	鳥獣を引き寄せないように、作物残さ等は管理された場所に保管している。	農産物、廃棄物、作物残さ等が管理されており、鳥獣を引き寄せるリスクは見られない。	・作物残さが放置されている ・周辺に放任された果樹がある	鳥獣被害の対策を講じておらず、被害が発生している。
11	危険を伴う作業を把握している。	危険な作業を把握しており、具体的に説明できる。	危険な作業が把握できていない。	危険な作業を把握する意思がない。
11	危険を伴う作業の回避や事故発生時に備えた研修・訓練等を行っている。	研修や訓練を行うか、参加している。 ・事故回避の勉強会、講習会に参加 ・ " " に従業員が参加 ・応急処置の講習会に参加、など	事故回避や応急処置の必要性は理解しているが、勉強会、講習会に参加したことがない。	事故回避や応急処置の勉強会、講習会に参加する意思がない。
12	危険な作業・場所等には、注意喚起の看板等が設置されている。	危険な場所に注意喚起等を表示している。表示が難しい場合は危険作業前に再確認している。	表示する場所や内容が不適切である。	・危険個所に注意喚起の表示がない ・危険な作業の前に再確認をしていない
13	農作業事故防止のための作業環境改善を行っている。	以下のような改善に取り組んでいる。 ・農道補強、路肩草刈り、補助ミラー、手すり、柵、滑り止め、換気扇設置、など	危険個所は把握しているが、改善はしていない。	危険個所を把握していない。
14	非常時の連絡先リストを作成し、事故の発生リスクが高い場所に掲示している。	連絡先が見えるところに掲示されている。	連絡先は把握しているが、掲示していない。	連絡先を把握していない。
15	毒劇物等は法令に従って適切に管理している。	毒劇物は他の資材と分けて施錠保管 「医薬用外」+赤地に白字で「毒物」表示 " " 白地に赤字で「劇物」表示 ・液剤の下には容量以上のバット等設置	・毒劇物は施錠保管されているが他資材も一緒に保管されている。 ・毒劇物の表示がない ・液剤の流出防止対策が取られていない	毒劇物が施錠保管されていない。
15	農業用資材は、種類ごとに整理整頓して適切に保管している。	・危険物 [※] は、管轄の消防署等に保管量、保管手続、表示方法等を確認し、適切に保管 ※危険物:ガソリン(200ℓ)、灯油・軽油(1,000ℓ)、硝酸アンモニウム、生石灰など ・保管場所の火気、換気、漏洩対策は適切	・「危険物は指定数量を確認しているか」の問いに回答できない。(指定数量の1/5以上の危険物を保管する場合、消防署へ届け出+赤地に白字で「火気厳禁」表示) ・火気、換気、漏洩対策、整理整頓が不十分	燃料等の保管状況は法令違反状態である。
16	農薬の移し替えは絶対に行わない。	飲用容器への移し替えは行っていない。容器の破損等によりやむを得ず移し替えた場合は使用基準ラベルを貼付している。	移し替えており、使用基準の表示が不十分	・飲用容器に移し替えている。 ・移し替えた容器に使用基準が表示されていない。

番号	達成水準	適:リスクは見られない	リスク1:リスクはあるが問題未発生	リスク2:すでに問題が発生している
17	種子は、正規のルートで入手している。	種子(もしくは購入苗)は種苗業者から正規に購入しており、その品種の利用条件を把握・遵守できている。	—	自家採種種子を譲り受けるなど、正規のルートで種子を入手しておらず、その品種の利用条件を把握できていない。
17	私的な取引で入手する場合は、その品種の利用条件を確認している。	私的な取引で入手した場合、その品種の利用条件を確認している。	私的な取引で入手した際、その品種の利用条件を確認していない。	譲渡・販売が許されていない品種を入手し、作付けているため、その品種の権利者が持つ種苗法上の権利を侵害している。
18	生産ほ場の一覧を作成するなど、ほ場情報や栽培歴を整理し、保存している。	生産ほ場の地番、面積、栽培歴、借り入れ状況等が整理されている。(仕様書添付様式による整理)	生産ほ場の地番、面積、栽培歴、借り入れ状況等が整理されていない。	生産ほ場の地番、面積、栽培歴、借り入れ状況等を整理する意思がない。
18	生産ほ場について、生産活動に関する判断を行い、その責任を負うことが明確になっている。	生産活動(品目の決定、栽培管理など)について、誰が判断し、責任を負うかが明確になっている。	一部の生産活動について、誰が判断をし、責任を負うかが明確になっていない。	生産活動全般について、誰が判断をし、責任を負うかが明確になっていない。
19	管理台帳等に整理することによって、農薬の在庫を正確に把握している。	農薬の在庫管理台帳と実際の在庫が合致している。	在庫記録はあるが、実際の在庫と合致していない。	在庫記録がない。
19	管理台帳等に整理することによって、肥料の在庫を正確に把握している。	肥料の在庫管理台帳と実際の在庫が合致している。	在庫記録はあるが、実際の在庫と合致していない。	在庫記録がない。
20	資材の購入伝票等は、必要に応じて確認できるよう、整理して保存している。	資材(種苗、堆肥、土壌改良材、肥料、農薬等)の購入伝票等が整理・保存されている。	伝票等が保存されているが、必要に応じて確認できるように整理されていない。	伝票等が保存されていない。もしくは整理状況が著しく悪い。
21	年に1回以上、チェックリストを使った自己点検を行っている。	S-GAPチェックリスト等で年に1回以上自己点検を行っている。 (農場評価申請により自己点検実施済)	自己点検の必要性を理解しているが、これまで実施したことはない。	自己点検を行う意思がない。
22	他者からの点検を受け入れている。	JA営農指導員や農林振興センター職員等、他者によるS-GAPチェックを受けている。 (農場評価自体が他者評価)	他者点検を受け入れる意思はあるが、これまで他者点検を行ったことがない。	他者点検を受け入れる意思がない。
23	点検の結果、改善が必要な事項があった場合、早急に対処している。	改善に向けた迅速な対応が見られる。 ・農場評価の指摘事項(是正指導)に可能な限り早急に対応、など	改善する意思はあるが、対応が未実施であるか緩慢である。	改善に向けて対応する意思がない。 改善が間に合わず、問題が発生している。
24	出荷に関する記録を一定期間保存するなどして、万一の事故発生に備えている。	出荷に関する記録(出荷品目、量、年月日、販売先等)が2年分程度保存されている。 (販売委託先での保存も可)	出荷に関する記録が不十分な状態である。	出荷に関する記録が保存されていない。
25	栽培記録等を取引先等からの求めに備え、整理・保存している。	栽培に関する記録(生産履歴)が整理・保存されている。収穫量については計算による推計でも可。	栽培に関する記録が不十分な状態である。	栽培に関する記録が保存されていない。

番号	達成水準	適:リスクは見られない	リスク1:リスクはあるが問題未発生	リスク2:すでに問題が発生している
26	用途限定米や食用不適米が、他の米穀とはっきり区分して取り扱われている。	用途別に離れた場所に保管されている。また、出荷にあたっては、伝票や包装・容器に用途が明記されている。	包装・容器等を確認すれば用途限定米や食用不適米であることは分かるものの、適切な区分保管がされていない。	用途限定米や食用不適米であることが明確にされておらず、区分保管もされていない。
27	農薬使用時は、必ず登録情報や容器のラベルに書かれている使用基準を確認し、その内容を守っている。	薬液の計量や希釈に使用する器具類が揃っており、記録や説明の内容から適正な薬液調製、使用基準の遵守が確認できる。	使用基準は必ず確認しており遵守意識は高いが、薬液調製に使用する器具類の整備状況は不十分である。	・ラベルの内容が理解できていない ・薬液調製が不正確
28	農薬散布機等を使用する際は、使用後の洗浄を適切に行っている。	農薬散布機等は洗浄された状態で保管されており、洗浄水が公共用水域などへ流出するリスクは見られない。	農薬散布機等は使用後に洗浄しているが、廃棄した洗浄水が水質を汚染するリスクがある。	農薬散布機等を使用後に洗浄していない。
28	農薬散布機等を使用する際は、使用前後の点検を適切に行っている。	定期的な点検整備状況が確認できる。 ・作業前後の動作チェックを習慣化 ・定期交換部品は指定時期に交換、など	点検整備や部品交換の実施は不定期で頻度も十分ではない。	農薬散布機等の故障部分が放置されている。
29	防除の際は、気象条件や農薬の性質等を考慮して、周辺への影響をできる限り低減する努力をしている。	以下のような取組が確認できる。 ・気象条件や時間帯を十分に考慮 ・ドリフト軽減ノズル等の使用 ・飛散が少ない農薬の剤型を選定、など	散布に際し、気象条件、時間帯、剤型等をあまり考慮していない。	ドリフトに起因する問題が発生している。
30	出荷麦から、厚生労働省の定めた暫定基準値を超える「かび毒(デオキシニバレノール)」が検出されない。	適切な赤かび病対策を実施していることが確認できる。 ・ほ場巡回による生育状況の把握と適期防除 ・指導機関の指導下で防除を実施 ・収穫後の速やかな乾燥 など	赤かび病対策を適切に実施していない。	出荷麦からデオキシニバレノールが検出された。
31	水田から濁った水が、ほ場外に流出していない。	水田の水尻(水の出口)において、水田からの泥の流出等がほとんど見られない。	—	泥などが流出した形跡が残っている。
32	体調がすぐれない状態での作業は控えている。	自分以外の従業員の体調確認方法や体調不良時の作業制限状況が、記録や説明の内容から確認できる。	体調には十分配慮しているが、作業の状況により体調不良の従業員を作業させることがある。	作業に際し、自分以外の従業員の体調に配慮していない。
33	収穫した米や麦の品質低下を招かないよう、適切に施設を運用している。	収穫物の品質を維持する工夫が見られる。 ・収穫後は速やかに調製、箱詰め ・収穫物、出荷物の温度上昇防止	収穫物の品質低下防止対策が不十分である。	収穫物の品質低下防止対策を講じておらず、実際に品質が低下している。
34	出荷物への異物や異品種の混入を防ぐ対策を取っている。	収穫以降において出荷物に異物混入や汚染等が発生するリスクは見られない。	・調製～箱詰め場所で喫煙、飲食 ・調製場所が不衛生 ・収穫物が農薬や鳥獣と接触する可能性が高い	出荷物の汚染、破損、異物混入などの問題が発生している。

番号	達成水準	適:リスクは見られない	リスク1:リスクはあるが問題未発生	リスク2:すでに問題が発生している
34	異品種の混入を防ぐ対策を取っている。 (種子更新の徹底)	種子の購入伝票等から種子更新を実施していることが確認できる。	・種子の購入記録から想定される作付面積と、実際の作付面積が明らかに一致しない。 ・自家生産種子を用いているとの証言がある。 ・種子の購入記録が確認できない。	生産中のほ場で異株の発生が多数見られる。
35	農薬散布液を作製する際は、散布面積等から必要量を計算し、適切な器具を使い調製している。	計算した薬液の必要量に対し、適切な計量器具による調製が確認できる。	必要量を計算しているが、薬液調製の器具類が不十分である。	必要量を計算していない。
36	化学合成農薬に代わる防除手段を積極的に導入している。	輪作、対抗植物、病害虫抵抗性品種、被覆栽培、マルチ栽培等を導入している。	現在は導入していないが、今後導入する意思はある。	化学合成農薬に代わる防除手段を導入する意思がない。
36	病害虫の発生状況を把握し、農薬の使用は必要最低限としている。	病害虫発生情報の取得に努めている。 ・県、市町村、JA等からの発生予察情報 ・インターネットの情報	把握の意思はあるが、取得方法を具体的に説明できない。	病害虫の発生状況を把握する意思がない。
37	危険な作業は有資格者等が行っている。	記録や説明の内容から資格の有無、メーカー講習等の受講状況、危険作業の実施状況が確認できる。	資格の有無や講習の受講状況が不明確である。	資格、講習受講の意思がない。
37	育成が必要な作業員に対しては熟練者が指導している。	指導が必要な作業員がいる場合、記録や説明の内容から熟練者等の指導状況が確認できる。	指導しているが、不十分である。	指導が必要な作業員に対し、指導する意思がない。
37	妊産婦や年少者に危険な作業を割り当てない。	妊産婦や年少者の作業員がいる場合、危険な作業分担がないことが確認できる。	配慮しているが、状況に応じて危険作業を分担することがある。	妊産婦や年少者への作業分担の配慮がない。
38	作業の特性に合わせた作業着等を着用し、適切に保管している。	作業特性に応じた装備を着用している。 ・専用のロッカー等に保管 ・使用後はよく洗浄、など	作業特性に応じた装備を着用しているが、保管状態が不適切である。	作業特性に応じた装備を着用していない。
39	機械・器具類の使用にあたっては、使用方法の習熟や点検・整備を怠らない。	記録や説明の内容から機械類の使用方法的な習熟度や定期的な点検・整備の状況が確認できる。	・使用方法の不明な機械・器具類がある。 ・点検、整備が不十分である。	機械、器具類の使用方法的な点検・整備に起因する問題が発生している。
39	取扱説明書はよく読み、きちんと保存している。	取扱説明書の保存状況が確認できる。ただし、取扱説明書が入手できない場合、機械メーカー等の熟練者から取扱い情報を入手し、機械・器具を適切に維持・管理することで替えることができる。	—	取扱説明書が適切に保存されていない。
40	農薬の使用状況を記録し、保存している。	農薬使用(年月日、場所、作物名、農薬名、散布面積、使用量又は希釈倍数、作業員)の記録がある。	記録内容が不十分である。	農薬の使用記録が保存されていない。

番号	達成水準	適:リスクは見られない	リスク1:リスクはあるが問題未発生	リスク2:すでに問題が発生している
40	肥料の使用状況を記録し、保存している。	肥料使用(年月日、場所、作物名、肥料名、施用面積、施用量、作業者)の記録がある。	記録内容が不十分である。	肥料の使用記録が保存されていない。
41	有害物質による土壌汚染の恐れがないことを確認している。	次のような取組を行っている。 ・過去の履歴を確認し、汚染される恐れのある利用方法は無いことを確認している。 ・行政機関等から、地域に自然由来の汚染がないことを確認している。 ・確認のため、土壌の成分分析を実施したことがある。 など	土壌の汚染状況について確認していない。	汚れた用水や煤じん等の降下、廃棄物の散乱等、ほ場を汚染する要素が見受けられるが、その影響について分析等の確認を行っていないため、土壌汚染の恐れがある。
41	(汚染の恐れがある地域の場合)汚染回避対策を取っている。	作付品目の制限、影響を回避する栽培管理方法の選択、客土の実施など、汚染回避対策を取っている。	・汚染回避対策をとらないまま生産している。 ・生産物から有害物質が検出されている(基準値超過はない)。	生産物から基準値を超過するカドミウム、ヒ素等有害物質が検出されている。
42	農薬散布の際は、近隣住民に十分配慮している。	次のような取組を行っている。 ・周辺住民に農薬散布情報を提供 ・散布に際し、気象条件や時間帯、剤型、軽減ノズル等を選択 ・苦情内容を記録し、対処に努力、など	農薬散布に際し、周辺住民に対する配慮が不十分であり、トラブル発生のリスクがある。	農薬散布に際し、周辺住民への配慮を全くしておらず、トラブルが発生している。
43	各種保険に加入している。	書類等で保険の加入状況が確認できる。	保険に加入していないが、加入の意思はある。	保険加入の意思はない。
44	土壌の侵食を受けやすいほ場では、侵食を軽減する取組を活用している。	問題となる土壌侵食は認められない。又は逆さ掘り、被覆作物、草生栽培、堆肥施用、防風垣等を実施している。	・土壌侵食のリスクがある。	・土壌侵食が進んでいる。
45	施設の管理運営体制を整備し、施設運営上の責任の所在を明らかにしている。	管理運営体制に関する組織図等が確認できる。	管理運営等に関する責任の所在を明文化していない。	管理運営に関する責任の所在が分からない、答えられない状態となっている。
46	知的財産を保有している場合、自己のものとして権利関係を取得している。	知的財産を保有している場合、権利侵害のリスクは見られない。	権利侵害の状況を把握していない。	知的財産に関する権利侵害が発生している。

農場名		評価日時	
農場対応者		評価員	
備考			

評価方法	区分	番号	評価項目	達成水準	評価のポイント	評価	コメント
現 場 確 認	ほ場、 作業場等	1	作業場等の整理整頓、衛生管理	作業場や収穫物を取り扱う施設が整理整頓され、清潔に保たれている。	整理整頓により作業動線が確保されており、問題が発生するリスクは見られない。	「適、リスク1、リスク2、-」で評価	
			ほ場汚染リスクの把握と対応	ほ場が汚染される危険性について、あらかじめ把握し、対応している。	過去の使用履歴や周辺の状況からほ場の汚染リスクを検討しており、必要に応じて何らかの対応をしている。		
		3	作業場等の作業性、衛生管理	作業場等は、照明、通風、排水その他が農作業や衛生管理に適した構造となっている。	施設の破損等がなく掃除しやすい構造となっており、作業の支障や生産物の汚染リスクは見られない。		
		11	鳥獣を引き寄せない農場管理	鳥獣を引き寄せないように、作物残さ等は管理された場所に保管している。	農産物、廃棄物、作物残さ等が管理されており、鳥獣を引き寄せるリスクは見られない。		
		43	養液栽培の養液衛生と適正廃棄	培養液は衛生的に維持・管理し、適切に廃棄している。	養液栽培に使用する水の安全性が確保され廃液は適正に処理しており、問題発生のリスクは見られない。		
			養液栽培資材等の衛生管理	養液栽培に使用している資材、機器も衛生的な状態を維持している。	栽培に使用する資材や機器は定期的に清掃、消毒等している。		
	47	土壌侵食の防止、侵食軽減対策	土壌の侵食を受けやすいほ場では、侵食を軽減する取組を活用している。	問題となる土壌侵食は認められない。又は逆さ掘り、被覆作物、草生栽培、堆肥施用、防風垣等を実施している。			
	水の安全性確保	2	栽培使用水の水源把握、汚染回避	栽培等に使用する水は、その水源を把握するとともに、汚染回避に努めている。	経路の衛生状況、周辺の水質汚染情報等から汚染リスクについて検討し、必要に応じて何らかの対応をしている。		
			生食農産物にかかる水の安全性確保	生食する農産物に直接かかる水は、定期的な水質検査を行い、安全性を確認している。	生食農産物に直接かかる水や最終洗浄水は水道水、または水質検査で飲用適を確認した水を使用している。		

農場名		評価日時	
農場対応者		評価員	
備考			

評価方法	区分	番号	評価項目	達成水準	評価のポイント	評価	コメント
現 場 確 認	エネルギー	10	エネルギーの効率利用	常にエネルギー消費を抑えようという意識を持っている。	何らかの省エネに取り組んでいる。 ・節電、節水、節燃対策 ・省エネ機械の選択、整備点検 ・施設、設備の修繕、など		
	廃棄物	7	廃棄物の分類、表示	廃棄物は、品目別に場所を決めて表示している。	廃棄物は種類別に分別保管され、表示されている。		
			廃棄物の適正保管	廃棄物は、飛散・流出しないよう保管している。	保管場所は、屋根やシート等で保護されるなど、廃棄物が飛散・流出するリスクは見られない。		
	危険作業場の注意喚起表示	13	危険作業場の注意喚起表示	危険な作業・場所等には、注意喚起の看板等が設置されている。	危険な場所に注意喚起等を表示している。表示が難しい場合は危険作業前に再確認している。		
			農作業事故防止の作業環境改善	農作業事故防止のための作業環境改善を行っている。	以下のような改善に取り組んでいる。 ・農道補強、路肩草刈り、補助ミラー、手すり、柵、滑り止め、換気扇設置、など		
	農作業安全	15	トラブル発生時の連絡体制	非常時の連絡先リストを作成し、事故の発生リスクが高い場所に掲示している。	連絡先が見えるところに掲示されている。		
			毒劇物等の適正管理	毒劇物等は法令に従って適切に管理している。	毒劇物は他の資材と分けて施錠保管 ・「医薬用外」+赤地に白字で「毒物」表示 ・ " " 白地に赤字で「劇物」表示 ・液剤の下には容量以上のバット等設置		
			農業用資材の適正保管	農業用資材は、種類ごとに整理整頓して適切に保管している。	・危険物※は、管轄の消防署等に保管量、保管手続、表示方法等を確認し、適切に保管 ※危険物：ガソリン(200ℓ)、灯油・軽油(1,000ℓ)、硝酸アンモニウム、生石灰など ・保管場所の火気、換気、漏洩対策は適切		
	17	農薬の移し替え禁止	農薬の移し替えは絶対に行わない。	飲用容器への移し替えは行っていない。容器の破損等によりやむを得ず移し替えた場合は使用基準ラベルを貼付している。			

農場名		評価日時	
農場対応者		評価員	
備考			

評価方法	区分	番号	評価項目	達成水準	評価のポイント	評価	コメント
現 場 確 認	農作業 安全	40	適切な装備と 保管	作業の特性に合わせた作業着等を着用し、適切に保管している。	作業特性に応じた装備を着用している。 ・専用のロッカー等に保管 ・使用後はよく洗浄、など		
		32	作業前、トイレ 後の手洗いの 徹底	生食する農産物の出荷・調製作業等、衛生管理を特に要求される作業にあたっては、作用前やトイレの後等の手洗いを徹底している。	作業前、トイレ後の手洗いの徹底が確認できる。 ・調製施設やトイレ周辺に手洗い設備 ・設置困難な場合は携帯タイプで対応		
	収穫物の 取り扱い	33	収穫調製用 具類の適正 管理	用具・器具が清潔・適正に保たれ、数量も把握されている。	可食部に触れる刃物等は洗浄・手入れを徹底し、衛生的に保管されている。 収穫器具類は適正に保管・管理され、紛失リスクは見られない。		
		34	包装資材の 安全性確保	包装資材等は、保存、使用時を通じ、常に清潔に保たれている。	包装資材は、素材の安全性を確認しており、衛生的に保管・管理されている。		
		35	収穫から出荷 までの品質低下 防止	収穫、輸送、保管等の各工程で、品質低下を防ぐ工夫をしている。	収穫物の品質を維持する工夫が見られる。 ・収穫後は速やかに調製、箱詰め ・収穫物、出荷物の温度上昇防止		
		36	汚染、異物混 入防止	出荷物に異物混入や汚染・破損が発生しない対策を取っている。	収穫以降において出荷物に異物混入や汚染等が発生するリスクは見られない。		
	農薬使用	27	農薬使用基 準(ラベル)の 遵守	農薬使用時は、必ず登録情報や容器のラベルに書かれている使用基準を確認し、その内容を守っている。	薬液の計量や希釈に使用する器具類が揃っており、記録や説明の内容から適正な薬液調製、使用基準の遵守が確認できる。		
		37	散布薬液の 正確な調製	農薬散布液を作製する際は、散布面積等から必要量を計算し、適切な器具を使い調製している。	計算した薬液の必要量に対し、適切な計量器具による調製が確認できる。		
		28	農薬散布機 等の使用後 洗浄	農薬散布機等を使用する際は、使用後の洗浄を適切に行っている。	農薬散布機等は洗浄された状態で保管されており、洗浄水が公共用水域などへ流出するリスクは見られない。		
	農薬散布機 等の点検、整備		農薬散布機等を使用する際は、使用前後の点検を適切に行っている。	定期的な点検整備状況が確認できる。 ・作業前後の動作チェックを習慣化 ・定期交換部品は指定時期に交換、など			

農場名		評価日時	
農場対応者		評価員	
備考			

評価方法	区分	番号	評価項目	達成水準	評価のポイント	評価	コメント
間	農薬使用	29	散布薬液のドリフト防止	防除の際は、気象条件や農薬の性質等を考慮して、周辺への影響をできる限り低減する努力をしている。	以下のような取組が確認できる。 ・気象条件や時間帯を十分に考慮 ・ドリフト軽減ノズル等の使用 ・飛散が少ない農薬の剤型を選定、など		
		44	周辺住民に配慮した農薬使用	農薬散布の際は、近隣住民に十分配慮している。	次のような取組を行っている。 ・周辺住民に農薬散布情報を提供 ・散布に際し、気象条件や時間帯、剤型、軽減ノズル等を選択 ・苦情内容を記録し、対処に努力、など		
		46	土壌くん蒸剤の適正使用	土壌くん蒸剤を使用する場合、使用上の注意に従って使用している。	土壌くん蒸剤の使用の有無、現場での使用(被覆)状況、記録や聞き取り等から適正な使用が確認できる。		
き	農薬使用	30	周辺ほ場からの農薬被曝防止	周りのほ場の作付情報等を把握している。	周辺の作付状況や所有者・作業者情報の把握など、農薬被曝リスクへの具体的な対応が確認できる。		
		38	農薬以外の防除の実施	化学合成農薬に代わる防除手段を積極的に導入している。	輪作、対抗植物、病害虫抵抗性品種、被覆栽培、マルチ栽培等を導入している。		
取	農薬使用		病害虫発生状況の把握	病害虫の発生状況を把握し、農薬の使用は必要最低限としている。	病害虫発生情報の取得に努めている。 ・県、市町村、JA等からの発生予察情報 ・インターネットの情報		
		4	土壌診断に基づく施肥	土壌診断を活用して、埼玉県の施肥基準やJAの栽培暦等を踏まえた施肥設計を作成し、その計画に沿って肥料を施用している。	土壌診断結果に基づく施肥設計を作成し、適正施肥に努めている。 ・生育状況や天候を考慮して施肥 ・局所施肥技術、肥効調節型肥料の活用		
り	土壌管理施肥	5	自家製堆肥の安全性確保	堆肥を自家製造する場合は、適切に堆肥化して使用している。	切り返しによる発酵促進を図り適切に堆肥化している。 ・70℃の発酵熱を数日間維持 ・完熟と未完熟の堆肥は区分管理		
			購入堆肥の安全性確保	購入堆肥の安全性を確認している。	原料、製造方法、成分などについて確認している。		

農場名		評価日時	
農場対応者		評価員	
備考			

評価方法	区 分	番号	評価項目	達 成 水 準	評価のポイント	評価	コメント
聞 き 取 り	土壌管理 施肥	6	持続可能な農業の実践	有機物を施用するなど、持続可能な農業に積極的に取り組んでいる。	堆肥、緑肥、土壌改良材等を施用し、地力増進に努めている。 ・多毛作、輪作、不耕起栽培等の実施		
		9	作物残さの有効活用	作物残さを土づくりに利用するなどして、リサイクルを実施している。	作物残さを、有機物として土づくりに活用するなど、有効活用を図っている。		
	農作業 安全	31	体調不良時の農作業禁止	体調がすぐれない状態での作業は控えている。	自分以外の従業員の体調確認方法や体調不良時の作業制限状況が、記録や説明の内容から確認できる。		
		12	危険作業の把握	危険を伴う作業を把握している。	危険な作業を把握しており、具体的に説明できる。		
			危険作業の回避、対応	危険を伴う作業の回避や事故発生時に備えた研修・訓練等を行っている。	研修や訓練を行うか、参加している。 ・事故回避の勉強会、講習会に参加 ・ " " に従業員が参加 ・応急処置の講習会に参加、など		
	39	有資格者等による危険作業の負担、指導	危険な作業は有資格者等が行っている。	記録や説明の内容から資格の有無、メーカー講習等の受講状況、危険作業の実施状況が確認できる。			
		熟練者等による作業者の指導	育成が必要な作業者に対しては熟練者が指導している。	指導が必要な作業者がいる場合、記録や説明の内容から熟練者等の指導状況が確認できる。			
		妊産婦や年少者の危険作業回避	妊産婦や年少者に危険な作業を割り当てない。	妊産婦や年少者の作業者がいる場合、危険な作業分担がないことが確認できる。			
	記録、 書類	8	廃棄物の適正処理	農業生産活動によって発生した廃棄物は、地域のルールや法令を遵守して処理している。	委託契約書、マニフェスト、JA等の委託伝票等により廃棄物の適正処理が確認できる。または地域、行政のルールに従って処理している。		
		18	種苗等の利用における権利の確認	自分で増殖した種苗を他者へ譲る場合、または他者から譲り受ける場合は、権利関係を必ず確認している。	種苗法の違反はない 登録品種の種苗等の譲渡や譲受がある場合は、権利の侵害がない		

農場名		評価日時	
農場対応者		評価員	
備考			

評価方法	区分	番号	評価項目	達成水準	評価のポイント	評価	コメント
聞き取り	記録、書類	19	ほ場情報の整理と保存	生産ほ場の一覧を作成するなど、ほ場情報や栽培歴を整理し、保存している。	生産ほ場の地番、面積、栽培歴、借り入れ状況等が整理・保存されている。(仕様書添付様式による整理など)		
			生産活動における判断、責任の所在確認	生産ほ場について、生産活動に関する判断を行い、その責任を負うことが明確になっている。	生産活動(品目の決定、栽培管理など)について、誰が判断し、責任を負うかが明確になっている。		
		21	資材の購入伝票等の整理、保存	資材の購入伝票等は、必要に応じて確認できるよう、整理して保存している。	資材(種苗、堆肥、土壌改良材、肥料、農薬等)の購入伝票等が整理・保存されている。		
		25	出荷記録の一定期間保存	出荷に関する記録を一定期間保存するなどして、万一の事故発生に備えている。	出荷に関する記録(出荷品目、量、年月日、販売先等)が2年分程度保存されている。(販売委託先での保存も可。)		
		42	農薬の使用記録、保存	農薬の使用状況を記録し、保存している。	農薬使用(年月日、場所、作物名、農薬名、散布面積、使用量又は希釈倍数、作業)の記録がある。		
			肥料の使用記録、保存	肥料の使用状況を記録し、保存している。	肥料使用(年月日、場所、作物名、肥料名、施用面積、施用量、作業)の記録がある。		
		45	各種保険への加入	各種保険に加入している。	書類等で保険の加入状況を確認できる。		
		20	農薬在庫の正確な把握	管理台帳等に整理することによって、農薬の在庫を正確に把握している。	農薬の在庫管理台帳と実際の在庫が合致している。		
			肥料在庫の正確な把握	管理台帳等に整理することによって、肥料の在庫を正確に把握している。	肥料の在庫管理台帳と実際の在庫が合致している。		
		26	栽培記録等の一定期間保存	栽培記録等を取引先等からの求めに備え、整理・保存している。	栽培に関する記録(生産履歴)が整理・保存されている。収穫量については計算による推計でも可。		
	機械類の使用使用方法習熟、点検・整備	機械・器具類の使用にあたっては、使用方法の習熟や点検・整備を怠らない。	記録や説明の内容から機械類の使用方法の習熟度や定期的な点検・整備の状況を確認できる。				

農場名		評価日時	
農場対応者		評価員	
備考			

評価方法	区分	番号	評価項目	達成水準	評価のポイント	評価	コメント
聞き	記録、書類	41	取扱説明書の熟読と保存	取扱説明書はよく読み、きちんと保存している。	取扱説明書の保存状況が確認できる。ただし、取扱説明書が入手できない場合、機械メーカー等の熟練者から取扱い情報を入手し、機械・器具を適切に維持・管理することで替えることができる。		
		49	知的財産の権利保護	知的財産を保有している場合、自己のものとして権利関係を取得している。	知的財産を保有している場合、権利侵害のリスクは見られない。		
取り	権利保護	50	ブランド名に係る商標登録確認	出荷物にブランド名を付ける場合、商標登録がないことを確認している。	出荷物にブランド名を付けている場合、他人の商標を無断で使用するなど、権利侵害のリスクは見られない。		
		48	セイヨウオオマルハナバチの適正利用	特定外来生物を利用する場合は、許可を得た上で、定められた飼養条件を守っている。	セイヨウオオマルハナバチを利用している場合は、許可と適正な飼養条件が確認できる。		
取り	点検	22	チェックリストによる自己点検	年に1回以上、チェックリストを使った自己点検を行っている。	S-GAPチェックリスト等で年に1回以上自己点検を行っている。 (農場評価申請により自己点検実施済)		
		24	改善箇所の早急な対処	点検の結果、改善が必要な事項があった場合、早急に対処している。	改善に向けた迅速な対処が見られる。 ・農場評価の指摘事項(是正指導)に可能な限り早急に対応、など		
		23	他者からの点検	他者からの点検を受け入れている。	JA営農指導員や農林振興センター職員等、他者によるS-GAPチェックを受けている。(農場評価自体が他者評価)		

番号	達成水準	適:リスクは見られない	リスク1:リスクはあるが問題未発生	リスク2:すでに問題が発生している
1	作業場や収穫物を取り扱う施設が整理整頓され、清潔に保たれている。	整理整頓により作業動線が確保されており、問題が発生するリスクは見られない。	<ul style="list-style-type: none"> ・土埃が大量に溜まっている ・使わない機材や廃棄物が未整理 ・作業場に水が浸入してしまう構造 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業者のケガ、器具の損壊等 ・道具や資材等の所在が不明
1	ほ場が汚染される危険性について、あらかじめ把握し、対応している。	過去の使用履歴や周辺の状況からほ場の汚染リスクを検討しており、必要に応じて何らかの対応をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ・農地以外の使用履歴がある ・周辺からの汚染の可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然由来の土壌汚染に対し、何ら対策を講じていない。 ・周辺からの汚染が明らかである。
2	栽培等に使用する水は、その水源を把握するとともに、汚染回避に努めている。	経路の衛生状況、周辺の水質汚染情報等から汚染リスクについて検討し、必要に応じて何らかの対応をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ・水の経路の衛生状況は未確認 ・水質汚染情報を入手していない ・水道水への切り替えは不可 	水に起因する生育障害が発生している。
2	生食する農産物に直接かかる水は、定期的な水質検査を行い、安全性を確認している。	生食農産物に直接かかる水や最終洗浄水は水道水、または水質検査で飲用適を確認した水を使用している。	飲用適を確認してから1年以上経過している。	<ul style="list-style-type: none"> ・水質検査をしていない。 ・検査の結果、飲用不適の水を使用 ・水源汚染のリスクを把握していない。
3	作業場等は、照明、通風、排水その他が農作業や衛生管理に適した構造となっている。	施設の破損等がなく掃除しやすい構造となっており、作業の支障や生産物の汚染リスクは見られない。	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の小破損、雨漏り ・照度や換気が不十分 	施設が破損しており、作業の支障や収穫物への汚染が発生している。
4	土壌診断を活用して、埼玉県の施肥基準やJAの栽培暦等を踏まえた施肥設計を作成し、その計画に沿って肥料を施用している。	土壌診断結果に基づく施肥設計を作成し、適正施肥に努めている。 <ul style="list-style-type: none"> ・生育状況や天候を考慮して施肥 ・局所施肥技術、肥効調節型肥料の活用 	土壌診断を実施しておらず、過剰施肥や生育障害が発生するリスクがある。	施肥に起因する生育障害や環境汚染が発生している。
5	堆肥を自家製造する場合は、適切に堆肥化して使用している。	切り返しによる発酵促進を図り適切に堆肥化している。 <ul style="list-style-type: none"> ・70℃の発酵熱を数日間維持 ・完熟と未完熟の堆肥は区分管理 	堆肥製造工程が不適切であり、生育阻害のリスクがある。	自家製堆肥に起因する雑草や病害虫、生育障害が発生している。
5	購入堆肥の安全性を確認している。	原料、製造方法、成分などについて確認している。	製品情報を確認していない。	購入堆肥に起因する問題が発生している。
6	有機物を施用するなど、持続可能な農業に積極的に取り組んでいる。	堆肥、緑肥、土壌改良材等を施用し、地力増進に努めている。 <ul style="list-style-type: none"> ・多毛作、輪作、不耕起栽培等の実施 	現状では地力増進対策を実施していないが、必要性は理解しており改善に向けて取り組む意思がある。	地力増進に努めておらず、地力に起因する問題が発生している。
7	廃棄物は、品目別に場所を決めて表示している。	廃棄物は種類別に分別保管され、表示されている。	分別保管されているが、表示がない。	廃棄物の保管場所が特定されていない。
7	廃棄物は、飛散・流出しないよう保管している。	保管場所は、屋根やシート等で保護されるなど、廃棄物が飛散・流出するリスクは見られない。	廃棄物の保管対策が不十分であり、飛散、流出するリスクが見られる。	廃棄物が飛散、流出している。
8	農業生産活動によって発生した廃棄物は、地域のルールや法令を遵守して処理している。	委託契約書、マニフェスト、JA等の委託伝票等により廃棄物の適正処理が確認できる。または地域、行政のルールに従って処理している。	現状の処理方法は一部不適切だが、改善に向けて取り組んでいる。	廃棄物を適正に処理する意思がない。

番号	達成水準	適:リスクは見られない	リスク1:リスクはあるが問題未発生	リスク2:すでに問題が発生している
9	作物残さを土づくりに利用するなどして、リサイクルを実施している。	作物残さを、有機物として土づくりに活用するなど、有効活用を図っている。	作物残さを、全量を廃棄物としているが、その処理方法は適切である。	作物残さを、全量を廃棄物として処理しているが、周辺への飛散を招いたり、不要な焼却で煙害をもたらすなど処理方法が不適切である。
10	常にエネルギー消費を抑えようという意識を持っている。	何らかの省エネに取り組んでいる。 ・節電、節水、節燃対策 ・省エネ機械の選択、整備点検 ・施設、設備の修繕、など	省エネに取り組む意識はあるが、具体例がない(説明できない)。	省エネに取り組む意識がない。
11	鳥獣を引き寄せないように、作物残さ等は管理された場所に保管している。	農産物、廃棄物、作物残さ等が管理されており、鳥獣を引き寄せるリスクは見られない。	・作物残さが放置されている ・周辺に放任された果樹がある	鳥獣被害の対策を講じておらず、被害が発生している。
12	危険を伴う作業を把握している。	危険な作業を把握しており、具体的に説明できる。	危険な作業が把握できていない。	危険な作業を把握する意思がない。
12	危険を伴う作業の回避や事故発生時に備えた研修・訓練等を行っている。	研修や訓練を行うか、参加している。 ・事故回避の勉強会、講習会に参加 ・ " " に従業員が参加 ・応急処置の講習会に参加、など	事故回避や応急処置の必要性は理解しているが、勉強会、講習会に参加したことがない。	事故回避や応急処置の勉強会、講習会に参加する意思がない。
13	危険な作業・場所等には、注意喚起の看板等が設置されている。	危険な場所に注意喚起等を表示している。表示が難しい場合は危険作業前に再確認している。	表示する場所や内容が不適切である。	・危険個所に注意喚起の表示がない ・危険な作業の前に再確認をしていない
14	農作業事故防止のための作業環境改善を行っている。	以下のような改善に取り組んでいる。 ・農道補強、路肩草刈り、補助ミラー、手すり、柵、滑り止め、換気扇設置、など	危険個所は把握しているが、改善はしていない。	危険個所を把握していない。
15	非常時の連絡先リストを作成し、事故の発生リスクが高い場所に掲示している。	連絡先が見えるところに掲示されている。	連絡先は把握しているが、掲示していない。	連絡先を把握していない。
16	毒劇物等は法令に従って適切に管理している。	毒劇物は他の資材と分けて施錠保管 ・「医薬用外」+赤地に白字で「毒物」表示 ・ " " 白地に赤字で「劇物」表示 ・液剤の下には容量以上のバット等設置	・毒劇物は施錠保管されているが他資材も一緒に保管されている。 ・毒劇物の表示がない。 ・液剤の流出防止対策が取られていない。	毒劇物が施錠保管されていない。
16	農業用資材は、種類ごとに整理整頓して適切に保管している。	・危険物 [※] は、管轄の消防署等に保管量、保管手続、表示方法等を確認し、適切に保管 <small>※危険物:ガソリン(2000)、灯油・軽油(1,000)、硝酸アンモニウム、生石灰など</small> ・保管場所の火気、換気、漏洩対策は適切	・「危険物は指定数量を確認しているか」の問いに回答できない。(指定数量の1/5以上の危険物を保管する場合、消防署へ届け出+赤地に白字で「火気厳禁」表示) ・火気、換気、漏洩対策、整理整頓が不十分	燃料等の保管状況は法令違反状態である。

番号	達成水準	適:リスクは見られない	リスク1:リスクはあるが問題未発生	リスク2:すでに問題が発生している
17	農薬の移し替えは絶対に行わない。	飲用容器への移し替えは行っていない。 容器の破損等によりやむを得ず移し替えた場合は使用基準ラベルを貼付している。	移し替えており、使用基準の表示が不十分	・飲用容器に移し替えている。 ・移し替えた容器に使用基準が表示されていない。
18	自分で増殖した種苗を他者へ譲る場合、または他者から譲り受ける場合は、権利関係を必ず確認している。	種苗法の違反はない 登録品種の種苗等の譲渡や譲受がある場合は、権利の侵害がない	違反状態であるが、改善に向けて取り組む意思がある(具体的な方法・スケジュール等について説明できる)。	種苗法の違反がある。
19	生産ほ場の一覧を作成するなど、ほ場情報や栽培歴を整理し、保存している。	生産ほ場の地番、面積、栽培歴、借り入れ状況等が整理・保存されている。(仕様書添付様式による整理など)	生産ほ場の地番、面積、栽培歴、借り入れ状況等が整理されていない。	生産ほ場の地番、面積、栽培歴、借り入れ状況等を整理する意思がない。
19	生産ほ場について、生産活動に関する判断を行い、その責任を負うことが明確になっている。	生産活動(品目の決定、栽培管理など)について、誰が判断し、責任を負うかが明確になっている。	一部の生産活動について、誰が判断をし、責任を負うかが明確になっていない。	生産活動全般について、誰が判断をし、責任を負うかが明確になっていない。
20	管理台帳等に整理することによって、農薬の在庫を正確に把握している。	農薬の在庫管理台帳と実際の在庫が合致している。	在庫記録はあるが、実際の在庫と合致していない。	在庫記録がない。
20	管理台帳等に整理することによって、肥料の在庫を正確に把握している。	肥料の在庫管理台帳と実際の在庫が合致している。	在庫記録はあるが、実際の在庫と合致していない。	在庫記録がない。
21	資材の購入伝票等は、必要に応じて確認できるよう、整理して保存している。	資材(種苗、堆肥、土壌改良材、肥料、農薬等)の購入伝票等が整理・保存されている。	伝票等が保存されているが、必要に応じて確認できるように整理されていない。	伝票等が保存されていない。もしくは整理状況が著しく悪い。
22	年に1回以上、チェックリストを使った自己点検を行っている。	S-GAPチェックリスト等で年に1回以上自己点検を行っている。 (農場評価申請により自己点検実施済)	自己点検の必要性を理解しているが、これまで実施したことはない。	自己点検を行う意思がない。
23	他者からの点検を受け入れている。	JA営農指導員や農林振興センター職員等、他者によるS-GAPチェックを受けている。 (農場評価自体が他者評価)	他者点検を受け入れる意思はあるが、これまで他者点検を行ったことがない。	他者点検を受け入れる意思がない。
24	点検の結果、改善が必要な事項があった場合、早急に対処している。	改善に向けた迅速な対処が見られる。 ・農場評価の指摘事項(是正指導)に可能な限り早急に対処、など	改善する意思はあるが、対応が未実施であるか緩慢である。	・改善に向けて対処する意思がない。 ・改善が間に合わず、問題が発生している。
25	出荷に関する記録を一定期間保存するなどして、万一の事故発生に備えている。	出荷に関する記録(出荷品目、量、年月日、販売先等)が2年分程度保存されている。 (販売委託先での保存も可。)	出荷に関する記録が不十分な状態である。	出荷に関する記録が保存されていない。

番号	達成水準	適:リスクは見られない	リスク1:リスクはあるが問題未発生	リスク2:すでに問題が発生している
26	栽培記録等を取引先等からの求めに備え、整理・保存している。	栽培に関する記録(生産履歴)が整理・保存されている。収穫量については計算による推計でも可。	栽培に関する記録が不十分な状態である。	栽培に関する記録が保存されていない。
27	農薬使用時は、必ず登録情報や容器のラベルに書かれている使用基準を確認し、その内容を守っている。	薬液の計量や希釈に使用する器具類が揃っており、記録や説明の内容から適正な薬液調製、使用基準の遵守が確認できる。	使用基準は必ず確認しており遵守意識は高いが、薬液調製に使用する器具類の整備状況は不十分である。	・ラベルの内容が理解できていない ・薬液調製が不正確
28	農薬散布機等を使用する際は、使用後の洗浄を適切に行っている。	農薬散布機等は洗浄された状態で保管されており、洗浄水が公共用水域などへ流出するリスクは見られない。	農薬散布機等は使用後に洗浄しているが、廃棄した洗浄水が水質を汚染するリスクがある。	農薬散布機等を使用後に洗浄していない。
28	農薬散布機等を使用する際は、使用前後の点検を適切に行っている。	定期的な点検整備状況が確認できる。 ・作業前後の動作チェックを習慣化 ・定期交換部品は指定時期に交換、など	点検整備や部品交換の実施は不定期で頻度も十分ではない。	農薬散布機等の故障部分が放置されている。
29	防除の際は、気象条件や農薬の性質等を考慮して、周辺への影響をできる限り低減する努力をしている。	以下のような取組が確認できる。 ・気象条件や時間帯を十分に考慮 ・ドリフト軽減ノズル等の使用 ・飛散が少ない農薬の剤型を選定、など	散布に際し、気象条件、時間帯、剤型等をあまり考慮していない。	ドリフトに起因する問題が発生している。
30	周りのほ場の作付情報等を把握している。	周辺の作付状況や所有者・作業員情報の把握など、農薬被曝リスクへの具体的な対応が確認できる。	周辺ほ場の作付情報等を十分に把握していない。	周辺ほ場の作付情報等を把握する意味を理解していない。
31	体調がすぐれない状態での作業は控えている。	自分以外の従業員の体調確認方法や体調不良時の作業制限状況が、記録や説明の内容から確認できる。	体調には十分配慮しているが、作業の状況により体調不良の従業員を作業させることがある。	作業に際し、自分以外の従業員の体調に配慮していない。
32	生食する農産物の出荷・調製作業等、衛生管理を特に要求される作業にあたっては、作用前やトイレの後等の手洗いを徹底している。	作業前、トイレ後の手洗いの徹底が確認できる。 ・調製施設やトイレ周辺に手洗い設備 ・設置困難な場合は携帯タイプで対応	手洗い設備はあるが、手洗いが徹底されていない。	手洗い設備が無く、手洗いができない状況である。
33	用具・器具が清潔・適正に保たれ、数量も把握されている。	可食部に触れる刃物等は洗浄・手入れを徹底し、衛生的に保管されている。収穫器具類は適正に保管・管理され、紛失リスクは見られない。	収穫器具類の汚染、または紛失への対策が不十分で問題発生リスクがある。	収穫器具類の汚染、または紛失の問題が発生している。
34	包装資材等は、保存、使用時を通じ、常に清潔に保たれている。	包装資材は、素材の安全性を確認しており、衛生的に保管・管理されている。	素材の安全性は確認しているが、保管状態が衛生的に不十分である。	・素材が不明 ・保管管理の状態は不衛生
35	収穫、輸送、保管等の各工程で、品質低下を防ぐ工夫をしている。	収穫物の品質を維持する工夫が見られる。 ・収穫後は速やかに調製、箱詰め ・収穫物、出荷物の温度上昇防止	収穫物の品質低下防止対策が不十分である。	収穫物の品質低下防止対策を講じておらず、実際に品質が低下している。

番号	達成水準	適:リスクは見られない	リスク1:リスクはあるが問題未発生	リスク2:すでに問題が発生している
36	出荷物に異物混入や汚染・破損が発生しない対策を取っている。	収穫以降において出荷物に異物混入や汚染等が発生するリスクは見られない。	・調製～箱詰め場所で喫煙、飲食 ・調製場所が不衛生 ・収穫物が農薬や鳥獣と接触する可能性が高い	出荷物の汚染、破損、異物混入などの問題が発生している。
37	農薬散布液を作製する際は、散布面積等から必要量を計算し、適切な器具を使い調製している。	計算した薬液の必要量に対し、適切な計量器具による調製が確認できる。	必要量を計算しているが、薬液調製の器具類が不十分である。	必要量を計算していない。
38	化学合成農薬に代わる防除手段を積極的に導入している。	輪作、対抗植物、病害虫抵抗性品種、被覆栽培、マルチ栽培等を導入している。	現在は導入していないが、今後導入する意思はある。	化学合成農薬に代わる防除手段を導入する意思がない。
38	病害虫の発生状況を把握し、農薬の使用は必要最低限としている。	病害虫発生情報の取得に努めている。 ・県、市町村、JA等からの発生予察情報 ・インターネットの情報	把握の意思はあるが、取得方法を具体的に説明できない。	病害虫の発生状況を把握する意思がない。
39	危険な作業は有資格者等が行っている。	記録や説明の内容から資格の有無、メーカー講習等の受講状況、危険作業の実施状況が確認できる。	資格の有無や講習の受講状況が不明確である。	資格、講習受講の意思がない。
39	育成が必要な作業員に対しては熟練者が指導している。	指導が必要な作業員がいる場合、記録や説明の内容から熟練者等の指導状況が確認できる。	指導しているが、不十分である。	指導が必要な作業員に対し、指導する意思がない。
39	妊産婦や年少者に危険な作業を割り当てない。	妊産婦や年少者の作業員がいる場合、危険な作業分担がないことが確認できる。	配慮しているが、状況に応じて危険作業を分担することがある。	妊産婦や年少者への作業分担の配慮がない。
40	作業の特性に合わせた作業着等を着用し、適切に保管している。	作業特性に応じた装備を着用している。 ・専用のロッカー等に保管 ・使用後はよく洗浄、など	作業特性に応じた装備を着用しているが、洗浄や保管状態が不適切である。	作業特性に応じた装備を着用していない。
41	機械・器具類の使用にあたっては、使用方法の習熟や点検・整備を怠らない。	記録や説明の内容から機械類の使用方法的な習熟度や定期的な点検・整備の状況が確認できる。	・使用方法の不明な機械・器具類がある。 ・点検、整備が不十分である。	機械、器具類の使用方法的な点検・整備に起因する問題が発生している。
41	取扱説明書はよく読み、きちんと保存している。	取扱説明書の保存状況が確認できる。ただし、取扱説明書が入手できない場合、機械メーカー等の熟練者から取扱い情報を入手し、機械・器具を適切に維持・管理することで替えることができる。	—	取扱説明書が適切に保存されていない。
42	農薬の使用状況を記録し、保存している。	農薬使用(年月日、場所、作物名、農薬名、散布面積、使用量又は希釈倍数、作業員)の記録がある。	記録内容が不十分である。	農薬の使用記録が保存されていない。

番号	達成水準	適:リスクは見られない	リスク1:リスクはあるが問題未発生	リスク2:すでに問題が発生している
42	肥料の使用状況を記録し、保存している。	肥料使用(年月日、場所、作物名、肥料名、施用面積、施用量、作業者)の記録がある。	記録内容が不十分である。	肥料の使用記録が保存されていない。
43	培養液は衛生的に維持・管理し、適切に廃棄している。	養液栽培に使用する水の安全性が確保され廃液は適正に処理しており、問題発生のリスクは見られない。	<ul style="list-style-type: none"> ・使用水の水源を確認していない ・培養液の交換頻度が著しく低い ・廃液に際し環境影響に配慮していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・培養液による生育障害 ・培養液の不適正廃棄による環境破壊などが発生している。
43	養液栽培に使用している資材、機器も衛生的な状態を維持している。	栽培に使用する資材や機器は定期的に清掃、消毒等している。	養液栽培の資材や機器の清掃、消毒頻度が低い。	資材や機器に由来する生育障害が発生している。
44	農薬散布の際は、近隣住民に十分配慮している。	次のような取組を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺住民に農薬散布情報を提供 ・散布に際し、気象条件や時間帯、剤型、軽減ノズル等を選択 ・苦情内容を記録し、対処に努力、など 	農薬散布に際し、周辺住民に対する配慮が不十分であり、トラブル発生のリスクがある。	農薬散布に際し、周辺住民への配慮を全くしておらず、トラブルが発生している。
45	各種保険に加入している。	書類等で保険の加入状況が確認できる。	保険に加入していないが、加入の意思はある。	保険加入の意思はない。
46	土壌くん蒸剤を使用する場合、使用上の注意に従って使用している。	土壌くん蒸剤の使用の有無、現場での使用(被覆)状況、記録や聞き取り等から適正な使用が確認できる。	土壌くん蒸剤の使用方法が不適正であり、周辺へ影響を及ぼすリスクがある。	土壌くん蒸剤を著しく不適正に使用しており、周辺への影響が発生している。
47	土壌の侵食を受けやすいほ場では、侵食を軽減する取組を活用している。	問題となる土壌侵食は認められない。又は逆さ掘り、被覆作物、草生栽培、堆肥施用、防風垣等を実施している。	・土壌侵食のリスクがある。	・土壌侵食が進んでいる。
48	特定外来生物を利用する場合は、許可を得た上で、定められた飼養条件を守っている。	セイヨウオオマルハナバチを利用している場合は、許可と適正な飼養条件が確認できる。	利用の許可はあるが、飼養方法が不適切であり環境に影響を及ぼすリスクがある。	セイヨウオオマルハナバチを無許可で飼養している。
49	知的財産を保有している場合、自己のものとして権利関係を取得している。	知的財産を保有している場合、権利侵害のリスクは見られない。	権利侵害の状況を把握していない。	知的財産に関する権利侵害が発生している。
50	出荷物にブランド名を付ける場合、商標登録がないことを確認している。	出荷物にブランド名を付けている場合、他人の商標を無断で使用するなど、権利侵害のリスクは見られない。	商標登録の有無を確認していない。	他人の商標を無断で使用するなど、権利侵害が発生している。

農場名		評価日時	
農場対応者		評価員	
備考			

評価方法	区 分	番号	評価項目	達 成 水 準	評価のポイント	評価	コメント
現 場 確 認	ほ場、 作業場等	1	作業場等の 整理整頓、衛 生管理	作業場や収穫物を取り扱う施設が整理整頓され、清潔に保たれている。	整理整頓により作業動線が確保されており、問題が発生するリスクは見られない。	「適、リスク1、リスク2、－」で評価	
			ほ場汚染リスクの把握と対応	ほ場が汚染される危険性について、あらかじめ把握し、対応している。	過去の使用履歴や周辺の状況からほ場の汚染リスクを検討しており、必要に応じて何らかの対応をしている。		
		3	作業場等の 作業性、衛生 管理	作業場等は、照明、通風、排水その他が農作業や衛生管理に適した構造となっている。	施設の破損等がなく掃除しやすい構造となっており、作業の支障や生産物の汚染リスクは見られない。		
		11	鳥獣を引き寄せない農場管理	鳥獣を引き寄せないように、作物残さ等は管理された場所に保管している。	農産物、廃棄物、作物残さ等が管理されており、鳥獣を引き寄せるリスクは見られない。		
		43	養液栽培の 養液衛生と適 正廃棄	培養液は衛生的に維持・管理し、適切に廃棄している。	養液栽培に使用する水の安全性が確保され廃液は適正に処理しており、問題発生のリスクは見られない。		
			養液栽培資材等の衛生管理	養液栽培に使用している資材、機器も衛生的な状態を維持している。	栽培に使用する資材や機器は定期的に清掃、消毒等している。		
		47	土壌侵食の 防止、侵食軽 減対策	土壌の侵食を受けやすいほ場では、侵食を軽減する取組を活用している。	問題となる土壌侵食は認められない。又は逆さ掘り、被覆作物、草生栽培、堆肥施用、防風垣等を実施している。		
	水の安全 性確保	2	栽培使用水の 水源把握、 汚染回避	栽培等に使用する水は、その水源を把握するとともに、汚染回避に努めている。	経路の衛生状況、周辺の水質汚染情報等から汚染リスクについて検討し、必要に応じて何らかの対応をしている。		
			生食農産物にかか る水の安全確保	生食する農産物に直接かかる水は、定期的な水質検査を行い、安全性を確認している。	生食農産物に直接かかる水や最終洗浄水は水道水、または水質検査で飲用適を確認した水を使用している。		
	エネルギー	10	エネルギーの 効率利用	常にエネルギー消費を抑えようという意識を持っている。	何らかの省エネに取り組んでいる。 ・節電、節水、節燃対策 ・省エネ機械の選択、整備点検 ・施設、設備の修繕、など		

農場名		評価日時	
農場対応者		評価員	
備考			

評価方法	区 分	番号	評価項目	達 成 水 準	評価のポイント	評価	コメント
現 場 確 認	廃棄物	7	廃棄物の分類、表示	廃棄物は、品目別に場所を決めて表示している。	廃棄物は種類別に分別保管され、表示されている。		
			廃棄物の適正保管	廃棄物は、飛散・流出しないよう保管している。	保管場所は、屋根やシート等で保護されるなど、廃棄物が飛散・流出するリスクは見られない。		
	農作業安全	13	危険作業場所の注意喚起表示	危険な作業・場所等には、注意喚起の看板等が設置されている。	危険な場所に注意喚起等を表示している。表示が難しい場合は危険作業前に再確認している。		
		14	農作業事故防止の作業環境改善	農作業事故防止のための作業環境改善を行っている。	以下のような改善に取り組んでいる。 ・農道補強、路肩草刈り、補助ミラー、手すり、柵、滑り止め、換気扇設置、など		
		15	トラブル発生時の連絡体制	非常時の連絡先リストを作成し、事故の発生リスクが高い場所に掲示している。	連絡先が見えるところに掲示されている。		
		16	毒劇物等の適正管理	毒劇物等は法令に従って適切に管理している。	毒劇物は他の資材と分けて施錠保管 「医薬用外」+赤地に白字で「毒物」表示 " " 白地に赤字で「劇物」表示 液剤の下には容量以上のバット等設置		
			農業用資材の適正保管	農業用資材は、種類ごとに整理整頓して適切に保管している。	・危険物※は、管轄の消防署等に保管量、保管手続、表示方法等を確認し、適切に保管 ※危険物：カソリン(200ℓ)、灯油・軽油(1,000ℓ)、硝酸アンモニウム、生石灰など ・保管場所の火気、換気、漏洩対策は適切		
17	農薬の移し替え禁止	農薬の移し替えは絶対に行わない。	飲用容器への移し替えは行っていない。容器の破損等によりやむを得ず移し替えた場合は使用基準ラベルを貼付している。				
農作業安全	40	適切な装備と保管	作業の特性に合わせた作業着等を着用し、適切に保管している。	作業特性に応じた装備を着用している。 ・専用のロッカー等に保管 ・使用後はよく洗浄、など			
	32	作業前後、トイレ後の手洗いの徹底	生食する農産物の出荷・調製作業等、衛生管理を特に要求される作業にあたっては、作業前やトイレの後等の手洗いを徹底している。	作業前、トイレ後の手洗いの徹底が確認できる。 ・調製施設やトイレ周辺に手洗い設備 ・設置困難な場合は携帯タイプで対応			

農場名		評価日時	
農場対応者		評価員	
備考			

評価方法	区分	番号	評価項目	達成水準	評価のポイント	評価	コメント	
現 場 確 認	収穫物の 取り扱い	33	収穫調製用 具類の適正 管理	用具・器具が清潔・適正に保たれ、数量も把握されている。	可食部に触れる刃物等は洗浄・手入れを徹底し、衛生的に保管されている。 収穫器具類は適正に保管・管理され、紛失リスクは見られない。			
		34	包装資材の 安全性確保	包装資材等は、保存、使用時を通じ、常に清潔に保たれている。	包装資材は、素材の安全性を確認しており、衛生的に保管・管理されている。			
		35	収穫から出荷 までの品質低 下防止	収穫、輸送、保管等の各工程で、品質低下を防ぐ工夫をしている。	収穫物の品質を維持する工夫が見られる。 ・収穫後は速やかに調製、箱詰め ・収穫物、出荷物の温度上昇防止			
			36	汚染、異物混 入防止	出荷物に異物混入や汚染・破損が発生しない対策を取っている。	収穫以降において出荷物に異物混入や汚染等が発生するリスクは見られない。		
			51	パツリン汚染 対策	果実に青カビが発生しないように、汚染の低減対策を講じている。	果実に傷や土の付着がなく、青カビ発生のリスクは見られない。		
	農薬使用		27	農薬使用基 準(ラベル)の 遵守	農薬使用時は、必ず登録情報や容器のラベルに書かれている使用基準を確認し、その内容を守っている。	薬液の計量や希釈に使用する器具類が揃っており、記録や説明の内容から適正な薬液調製、使用基準の遵守が確認できる。		
			37	散布薬液の 正確な調製	農薬散布液を作製する際は、散布面積等から必要量を計算し、適切な器具を使い調製している。	計算した薬液の必要量に対し、適切な計量器具による調製が確認できる。		
			28	農薬散布機 等の使用後 洗浄	農薬散布機等を使用する際は、使用後の洗浄を適切に行っている。	農薬散布機等は洗浄された状態で保管されており、洗浄水が公共用水域などへ流出するリスクは見られない。		
	農薬散布機 等の点検、整 備	農薬散布機等を使用する際は、使用前後の点検を適切に行っている。		定期的な点検整備状況が確認できる。 ・作業前後の動作チェックを習慣化 ・定期交換部品は指定時期に交換、など				
		29	散布薬液のド リフト防止	防除の際は、気象条件や農薬の性質等を考慮して、周辺への影響をできる限り低減する努力をしている。	以下のような取組が確認できる。 ・気象条件や時間帯を十分に考慮 ・ドリフト軽減ノズル等の使用 ・飛散が少ない農薬の剤型を選定、など			

農場名		評価日時	
農場対応者		評価員	
備考			

評価方法	区分	番号	評価項目	達成水準	評価のポイント	評価	コメント
聞	農薬使用	44	周辺住民に配慮した農薬使用	農薬散布の際は、近隣住民に十分配慮している。	次のような取組を行っている。 ・周辺住民に農薬散布情報を提供 ・散布に際し、気象条件や時間帯、剤型、軽減ノズル等を選択 ・苦情内容を記録し、対処に努力、など		
		46	土壌くん蒸剤の適正使用	土壌くん蒸剤を使用する場合、使用上の注意に従って使用している。	土壌くん蒸剤の使用の有無、現場での使用(被覆)状況、記録や聞き取り等から適正な使用が確認できる。		
き	農薬使用	30	周辺ほ場からの農薬被曝防止	周りのほ場の作付情報等を把握している。	周辺の作付状況や所有者・作業者情報の把握など、農薬被曝リスクへの具体的な対応が確認できる。		
		38	農薬以外の防除の実施	化学合成農薬に代わる防除手段を積極的に導入している。	輪作、対抗植物、病害虫抵抗性品種、被覆栽培、マルチ栽培等を導入している。		
取	農薬使用		病害虫発生状況の把握	病害虫の発生状況を把握し、農薬の使用は必要最低限としている。	病害虫発生情報の取得に努めている。 ・県、市町村、JA等からの発生予察情報 ・インターネットの情報		
		4	土壌診断に基づく施肥	土壌診断を活用して、埼玉県の施肥基準やJAの栽培暦等を踏まえた施肥設計を作成し、その計画に沿って肥料を施用している。	土壌診断結果に基づく施肥設計を作成し、適正施肥に努めている。 ・生育状況や天候を考慮して施肥 ・局所施肥技術、肥効調節型肥料の活用		
り	土壌管理 施肥	5	自家製堆肥の安全性確保	堆肥を自家製造する場合は、適切に堆肥化して使用している。	切り返しによる発酵促進を図り適切に堆肥化している。 ・70℃の発酵熱を数日間維持 ・完熟と未完熟の堆肥は区分管理		
			購入堆肥の安全性確保	購入堆肥の安全性を確認している。	原料、製造方法、成分などについて確認している。		
	6	持続可能な農業の実践	有機物を施用するなど、持続可能な農業に積極的に取り組んでいる。	堆肥、緑肥、土壌改良材等を施用し、地力増進に努めている。 ・多毛作、輪作、不耕起栽培等の実施			
	土壌管理						

農場名		評価日時	
農場対応者		評価員	
備考			

評価方法	区分	番号	評価項目	達成水準	評価のポイント	評価	コメント
聞き取り	施肥	9	作物残さの有効活用	作物残さを土づくりに利用するなどして、リサイクルを実施している。	作物残さを、有機物として土づくりに活用するなど、有効活用を図っている。		
		31	体調不良時の農作業禁止	体調がすぐれない状態での作業は控えている。	自分以外の従業員の体調確認方法や体調不良時の作業制限状況が、記録や説明の内容から確認できる。		
	農作業安全	12	危険作業の把握	危険を伴う作業を把握している。	危険な作業を把握しており、具体的に説明できる。		
			危険作業の回避、対応	危険を伴う作業の回避や事故発生時に備えた研修・訓練等を行っている。	研修や訓練を行うか、参加している。 ・事故回避の勉強会、講習会に参加 ・ " " に従業員が参加 ・応急処置の講習会に参加、など		
		39	有資格者等による危険作業の負担、指導	危険な作業は有資格者が行っている。	記録や説明の内容から資格の有無、メーカー講習等の受講状況、危険作業の実施状況が確認できる。		
			熟練者等による作業者の指導	育成が必要な作業員に対しては熟練者が指導している。	指導が必要な作業員がいる場合、記録や説明の内容から熟練者等の指導状況が確認できる。		
			妊産婦や年少者の危険作業回避	妊産婦や年少者に危険な作業を割り当てない。	妊産婦や年少者の作業員がいる場合、危険な作業分担がないことが確認できる。		
		記録、書類	8	廃棄物の適正処理	農業生産活動によって発生した廃棄物は、地域のルールや法令を遵守して処理している。	委託契約書、マニフェスト、JA等の委託伝票等により廃棄物の適正処理が確認できる。または地域、行政のルールに従って処理している。	
	18		種苗等の利用における権利の確認	自分で増殖した種苗を他者へ譲る場合、または他者から譲り受ける場合は、権利関係を必ず確認している。	種苗法の違反はない。 登録品種の種苗等の譲渡や譲受がある場合は、権利の侵害がない。		
	19		ほ場情報の整理と保存	生産ほ場の一覧を作成するなど、ほ場情報や栽培歴を整理し、保存している。	生産ほ場の地番、面積、栽培歴、借り入れ状況等が整理されている。(仕様書添付様式による整理など)		

農場名		評価日時	
農場対応者		評価員	
備考			

評価方法	区分	番号	評価項目	達成水準	評価のポイント	評価	コメント
聞き取り	記録、書類		生産活動における判断、責任の所在確認	生産ほ場について、生産活動に関する判断を行い、その責任を負うことが明確になっている。	生産活動(品目の決定、栽培管理など)について、誰が判断し、責任を負うかが明確になっている。		
		21	資材の購入伝票等の整理、保存	資材の購入伝票等は、必要に応じて確認できるよう、整理して保存している。	資材(種苗、堆肥、土壌改良材、肥料、農薬等)の購入伝票等が整理・保存されている。		
		25	出荷記録の一定期間保存	出荷に関する記録を一定期間保存するなどして、万一の事故発生に備えている。	出荷に関する記録(出荷品目、量、年月日、販売先等)が2年分程度保存されている(販売委託先での保存も可。)		
		42	農薬の使用記録、保存	農薬の使用状況を記録し、保存している。	農薬使用(年月日、場所、作物名、農薬名、散布面積、使用量又は希釈倍数、作業)の記録がある。		
			肥料の使用記録、保存	肥料の使用状況を記録し、保存している。	肥料使用(年月日、場所、作物名、肥料名、施用面積、施用量、作業)の記録がある。		
		45	各種保険への加入	各種保険に加入している。	書類等で保険の加入状況が確認できる。		
		20	農薬在庫の正確な把握	管理台帳等に整理することによって、農薬の在庫を正確に把握している。	農薬の在庫管理台帳と実際の在庫が合致している。		
			肥料在庫の正確な把握	管理台帳等に整理することによって、肥料の在庫を正確に把握している。	肥料の在庫管理台帳と実際の在庫が合致している。		
	26	栽培記録等の一定期間保存	栽培記録等を取引先等からの求めに備え、整理・保存している。	栽培に関する記録(生産履歴)が整理・保存されている。収穫量については計算による推計でも可。			
			機械類の使用使用方法習熟、点検・整備	機械・器具類の使用にあたっては、使用方法の習熟や点検・整備を怠らない。	記録や説明の内容から機械類の使用方の習熟度や定期的な点検・整備の状況が確認できる。		

農場名		評価日時	
農場対応者		評価員	
備考			

評価方法	区 分	番号	評価項目	達 成 水 準	評価のポイント	評価	コメント
聞	記録、書類	41	取扱説明書の熟読と保存	取扱説明書はよく読み、きちんと保存している。	取扱説明書の保存状況が確認できる。ただし、取扱説明書が入手できない場合、機械メーカー等の熟練者から取扱い情報を入手し、機械・器具を適切に維持・管理することで替えることができる。		
		49	知的財産の権利保護	知的財産を保有している場合、自己のものとして権利関係を取得している。	知的財産を保有している場合、権利侵害のリスクは見られない。		
き	権利保護	50	ブランド名に係る商標登録確認	出荷物にブランド名を付ける場合、商標登録がないことを確認している。	出荷物にブランド名を付けている場合、他人の商標を無断で使用するなど、権利侵害のリスクは見られない。		
		48	セイヨウオオマルハナバチの適正利用	特定外来生物を利用する場合は、許可を得た上で、定められた飼養条件を守っている。	セイヨウオオマルハナバチを利用している場合は、許可と適正な飼養条件が確認できる。		
取	点検	22	チェックリストによる自己点検	年に1回以上、チェックリストを使った自己点検を行っている。	S-GAPチェックリスト等で年に1回以上自己点検を行っている。 (農場評価申請により自己点検実施済)		
		24	改善箇所の早急な対処	点検の結果、改善が必要な事項があった場合、早急に対処している。	改善に向けた迅速な対応が見られる。 ・農場評価の指摘事項(是正指導)に可能な限り早急に対処、など		
		23	他者からの点検	他者からの点検を受け入れている。	JA営農指導員や農林振興センター職員等、他者によるS-GAPチェックを受けている。(農場評価自体が他者評価)		

番号	達成水準	適:リスクは見られない	リスク1:リスクはあるが問題未発生	リスク2:すでに問題が発生している
1	作業場や収穫物を取り扱う施設が整理整頓され、清潔に保たれている。	整理整頓により作業動線が確保されており、問題が発生するリスクは見られない。	<ul style="list-style-type: none"> ・土埃が大量に溜まっている ・使わない機材や廃棄物が未整理 ・作業場に水が浸入してしまう構造 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業者のケガ、器具の損壊等 ・道具や資材等の所在が不明
1	ほ場が汚染される危険性について、あらかじめ把握し、対応している。	過去の使用履歴や周辺の状況からほ場の汚染リスクを検討しており、必要に応じて何らかの対応をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ・農地以外の使用履歴がある ・周辺からの汚染の可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然由来の土壌汚染に対し、何ら対策を講じていない。 ・周辺からの汚染が明らかである。
2	栽培等に使用する水は、その水源を把握するとともに、汚染回避に努めている。	経路の衛生状況、周辺の水質汚染情報等から汚染リスクについて検討し、必要に応じて何らかの対応をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ・水の経路の衛生状況は未確認 ・水質汚染情報を入手していない ・水道水への切り替えは不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・水に起因する生育障害が発生している。
2	生食する農産物に直接かかる水は、定期的な水質検査を行い、安全性を確認している。	生食農産物に直接かかる水や最終洗浄水は水道水、または水質検査で飲用適を確認した水を使用している。	飲用適を確認してから1年以上経過している。	<ul style="list-style-type: none"> ・水質検査をしていない。 ・検査の結果、飲用不適の水を使用 ・水源汚染のリスクを把握していない。
3	作業場等は、照明、通風、排水その他が農作業や衛生管理に適した構造となっている。	施設の破損等がなく掃除しやすい構造となっており、作業の支障や生産物の汚染リスクは見られない。	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の小破損、雨漏り ・照度や換気が不十分 	施設が破損しており、作業の支障や収穫物への汚染が発生している。
4	土壌診断を活用して、埼玉県の施肥基準やJAの栽培暦等を踏まえた施肥設計を作成し、その計画に沿って肥料を施用している。	土壌診断結果に基づく施肥設計を作成し、適正施肥に努めている。 <ul style="list-style-type: none"> ・生育状況や天候を考慮して施肥 ・局所施肥技術、肥効調節型肥料の活用 	土壌診断を実施しておらず、過剰施肥や生育障害が発生するリスクがある。	施肥に起因する生育障害や環境汚染が発生している。
5	堆肥を自家製造する場合は、適切に堆肥化して使用している。	切り返しによる発酵促進を図り適切に堆肥化している。 <ul style="list-style-type: none"> ・70℃の発酵熱を数日間維持 ・完熟と未完熟の堆肥は区分管理 	堆肥製造工程が不適切であり、生育阻害のリスクがある。	自家製堆肥に起因する雑草や病害虫、生育障害が発生している。
5	購入堆肥の安全性を確認している。	原料、製造方法、成分などについて確認している。	製品情報を確認していない。	購入堆肥に起因する問題が発生している。
6	有機物を施用するなど、持続可能な農業に積極的に取り組んでいる。	堆肥、緑肥、土壌改良材等を施用し、地力増進に努めている。 <ul style="list-style-type: none"> ・多毛作、輪作、不耕起栽培等の実施 	現状では地力増進対策を実施していないが、必要性は理解しており改善に向けて取り組む意思がある。	地力増進に努めておらず、地力に起因する問題が発生している。
7	廃棄物は、品目別に場所を決めて表示している。	廃棄物は種類別に分別保管され、表示されている。	分別保管されているが、表示がない。	廃棄物の保管場所が特定されていない。
7	廃棄物は、飛散・流出しないよう保管している。	保管場所は、屋根やシート等で保護されるなど、廃棄物が飛散・流出するリスクは見られない。	廃棄物の保管対策が不十分であり、飛散、流出するリスクが見られる。	廃棄物が飛散、流出している。
8	農業生産活動によって発生した廃棄物は、地域のルールや法令を遵守して処理している。	委託契約書、マニフェスト、JA等の委託伝票等により廃棄物の適正処理が確認できる。または地域、行政のルールに従って処理している。	現状の処理方法は一部不適切だが、改善に向けて取り組んでいる。	廃棄物を適正に処理する意思がない。

番号	達成水準	適:リスクは見られない	リスク1:リスクはあるが問題未発生	リスク2:すでに問題が発生している
9	作物残さを土づくりに利用するなどして、リサイクルを実施している。	作物残さを、有機物として土づくりに活用するなど、有効活用を図っている。	作物残さは、全量を廃棄物としているが、その処理方法は適切である。	作物残さは、全量を廃棄物として処理しているが、周辺への飛散を招いたり、不要な焼却で煙害をもたらすなど不適切である。
10	常にエネルギー消費を抑えようという意識を持っている。	何らかの省エネに取り組んでいる。 ・節電、節水、節燃対策 ・省エネ機械の選択、整備点検 ・施設、設備の修繕、など	省エネに取り組む意思はあるが、具体例がない(説明できない)。	省エネに取り組む意識がない。
11	鳥獣を引き寄せないように、作物残さ等は管理された場所に保管している。	農産物、廃棄物、作物残さ等が管理されており、鳥獣を引き寄せるリスクは見られない。	・作物残さが放置されている ・周辺に放任された果樹がある	鳥獣被害の対策を講じておらず、被害が発生している。
12	危険を伴う作業を把握している。	危険な作業を把握しており、具体的に説明できる。	危険な作業が把握できていない。	危険な作業を把握する意思がない。
12	危険を伴う作業の回避や事故発生時に備えた研修・訓練等を行っている。	研修や訓練を行うか、参加している。 ・事故回避の勉強会、講習会に参加 ・ " " に従業員が参加 ・応急処置の講習会に参加、など	事故回避や応急処置の必要性は理解しているが、勉強会、講習会に参加したことがない。	事故回避や応急処置の勉強会、講習会に参加する意思がない。
13	危険な作業・場所等には、注意喚起の看板等が設置されている。	危険な場所に注意喚起等を表示している。表示が難しい場合は危険作業前に再確認している。	表示する場所や内容が不適切である。	・危険個所に注意喚起の表示がない ・危険な作業の前に再確認をしていない
14	農作業事故防止のための作業環境改善を行っている。	以下のような改善に取り組んでいる。 ・農道補強、路肩草刈り、補助ミラー、手すり、柵、滑り止め、換気扇設置、など	危険個所は把握しているが、改善はしていない。	危険個所を把握していない。
15	非常時の連絡先リストを作成し、事故の発生リスクが高い場所に掲示している。	連絡先が見えるところに掲示されている。	連絡先は把握しているが、掲示していない。	連絡先を把握していない。
16	毒劇物等は法令に従って適切に管理している。	毒劇物は他の資材と分けて施錠保管 「医薬用外」+赤地に白字で「毒物」表示 " " 白地に赤字で「劇物」表示 液剤の下には容量以上のバット等設置	・毒劇物は施錠保管されているが他資材も一緒に保管されている。 ・毒劇物の表示がない。 ・液剤の流出防止対策が取られていない。	毒劇物が施錠保管されていない。
16	農業用資材は、種類ごとに整理整頓して適切に保管している。	・危険物 [*] は、管轄の消防署等に保管量、保管手続、表示方法等を確認し、適切に保管 [*] 危険物:ガソリン(200ℓ)、灯油・軽油(1,000ℓ)、硝酸アンモニウム、生石灰など ・保管場所の火気、換気、漏洩対策は適切	・「危険物は指定数量を確認しているか」の問いに回答できない。(指定数量の1/5以上の危険物を保管する場合、消防署へ届け出+赤地に白字で「火気厳禁」表示) ・火気、換気、漏洩対策、整理整頓が不十分	燃料等の保管状況は法令違反状態である

番号	達成水準	適:リスクは見られない	リスク1:リスクはあるが問題未発生	リスク2:すでに問題が発生している
17	農薬の移し替えは絶対に行わない。	飲用容器への移し替えは行っていない。容器の破損等によりやむを得ず移し替えた場合は使用基準ラベルを貼付している。	移し替えており、使用基準の表示が不十分	・飲用容器に移し替えている。 ・移し替えた容器に使用基準が表示されていない。
18	自分で増殖した種苗を他者へ譲る場合、または他者から譲り受ける場合は、権利関係を必ず確認している。	種苗法の違反はない。登録品種の種苗等の譲渡や譲受がある場合は、権利の侵害がない。	違反状態であるが、改善に向けて取り組む意思がある(具体的な方法・スケジュール等について説明できる)。	種苗法の違反がある。
19	生産ほ場の一覧を作成するなど、ほ場情報や栽培歴を整理し、保存している。	生産ほ場の地番、面積、栽培歴、借り入れ状況等が整理されている。(仕様書添付様式による整理など)	生産ほ場の地番、面積、栽培歴、借り入れ状況等が整理されていない。	生産ほ場の地番、面積、栽培歴、借り入れ状況等を整理する意思がない。
19	生産ほ場について、生産活動に関する判断を行い、その責任を負うことが明確になっている。	生産活動(品目の決定、栽培管理など)について、誰が判断し、責任を負うかが明確になっている。	一部の生産活動について、誰が判断をし、責任を負うかが明確になっていない。	生産活動全般について、誰が判断をし、責任を負うかが明確になっていない。
20	管理台帳等に整理することによって、農薬の在庫を正確に把握している。	農薬の在庫管理台帳と実際の在庫が合致している。	在庫記録はあるが、実際の在庫と合致していない。	在庫記録がない。
20	管理台帳等に整理することによって、肥料の在庫を正確に把握している。	肥料の在庫管理台帳と実際の在庫が合致している。	在庫記録はあるが、実際の在庫と合致していない。	在庫記録がない。
21	資材の購入伝票等は、必要に応じて確認できるよう、整理して保存している。	資材(種苗、堆肥、土壌改良材、肥料、農薬等)の購入伝票等が整理・保存されている。	伝票等が保存されているが、必要に応じて確認できるように整理されていない。	伝票等が保存されていない。もしくは整理状況が著しく悪い。
22	年に1回以上、チェックリストを使った自己点検を行っている。	S-GAPチェックリスト等で年に1回以上自己点検を行っている。 (農場評価申請により自己点検実施済)	自己点検の必要性を理解しているが、これまで実施したことはない。	自己点検を行う意思がない。
23	他者からの点検を受け入れている。	JA営農指導員や農林振興センター職員等、他者によるS-GAPチェックを受けている。 (農場評価自体が他者評価)	他者点検を受け入れる意思はあるが、これまで他者点検を行ったことがない。	他者点検を受け入れる意思がない。
24	点検の結果、改善が必要な事項があった場合、早急に対処している。	改善に向けた迅速な対応が見られる。 ・農場評価の指摘事項(是正指導)に可能な限り早急に対応、など	改善する意思はあるが、対応が未実施であるか緩慢である。	改善に向けて対応する意思がない。 改善が間に合わず、問題が発生している。
25	出荷に関する記録を一定期間保存するなどして、万一の事故発生に備えている。	出荷に関する記録(出荷品目、量、年月日、販売先等)が2年分程度保存されている(販売委託先での保存も可。)	出荷に関する記録が不十分な状態である。	出荷に関する記録が保存されていない。

番号	達成水準	適:リスクは見られない	リスク1:リスクはあるが問題未発生	リスク2:すでに問題が発生している
26	栽培記録等を取引先等からの求めに備え、整理・保存している。	栽培に関する記録(生産履歴)が整理・保存されている。収穫量については計算による推計でも可。	栽培に関する記録が不十分な状態である。	栽培に関する記録が保存されていない。
27	農薬使用時は、必ず登録情報や容器のラベルに書かれている使用基準を確認し、その内容を守っている。	薬液の計量や希釈に使用する器具類が揃っており、記録や説明の内容から適正な薬液調製、使用基準の遵守が確認できる。	使用基準は必ず確認しており遵守意識は高いが、薬液調製に使用する器具類の整備状況は不十分である。	・ラベルの内容が理解できていない ・薬液調製が不正確
28	農薬散布機等を使用する際は、使用後の洗浄を適切に行っている。	農薬散布機等は洗浄された状態で保管されており、洗浄水が公共用水域などへ流出するリスクは見られない。	農薬散布機等は使用後に洗浄しているが、廃棄した洗浄水が水質を汚染するリスクがある。	農薬散布機等を使用後に洗浄していない。
28	農薬散布機等を使用する際は、使用前後の点検を適切に行っている。	定期的な点検整備状況が確認できる。 ・作業前後の動作チェックを習慣化 ・定期交換部品は指定時期に交換、など	点検整備や部品交換の実施は不定期で頻度も十分ではない。	農薬散布機等の故障部分が放置されている。
29	防除の際は、気象条件や農薬の性質等を考慮して、周辺への影響をできる限り低減する努力をしている。	以下のような取組が確認できる。 ・気象条件や時間帯を十分に考慮 ・ドリフト軽減ノズル等の使用 ・飛散が少ない農薬の剤型を選定、など	散布に際し、気象条件、時間帯、剤型等をあまり考慮していない。	ドリフトに起因する問題が発生している。
30	周りのほ場の作付情報等を把握している。	周辺の作付状況や所有者・作業員情報の把握など、農薬被曝リスクへの具体的な対応が確認できる。	周辺ほ場の作付情報等を十分に把握していない。	周辺ほ場の作付情報等を把握する意味を理解していない。
31	体調がすぐれない状態での作業は控えている。	自分以外の従業員の体調確認方法や体調不良時の作業制限状況が、記録や説明の内容から確認できる。	体調には十分配慮しているが、作業の状況により体調不良の従業員を作業させることがある。	作業に際し、自分以外の従業員の体調に配慮していない。
32	生食する農産物の出荷・調製作業等、衛生管理を特に要求される作業にあたっては、作業前やトイレの後等の手洗いを徹底している。	作業前、トイレ後の手洗いの徹底が確認できる。 ・調製施設やトイレ周辺に手洗い設備 ・設置困難な場合は携帯タイプで対応	手洗い設備はあるが、手洗いが徹底されていない。	手洗い設備が無く、手洗いができない状況である。
33	用具・器具が清潔・適正に保たれ、数量も把握されている。	可食部に触れる刃物等は洗浄・手入れを徹底し、衛生的に保管されている。収穫器具類は適正に保管・管理され、紛失リスクは見られない。	収穫器具類の汚染、または紛失への対策が不十分で問題発生リスクがある。	収穫器具類の汚染、または紛失の問題が発生している。
34	包装資材等は、保存、使用時を通じ、常に清潔に保たれている。	包装資材は、素材の安全性を確認しており、衛生的に保管・管理されている。	素材の安全性は確認しているが、保管状態が衛生的に不十分である。	・素材が不明 ・保管管理の状態は不衛生
35	収穫、輸送、保管等の各工程で、品質低下を防ぐ工夫をしている。	収穫物の品質を維持する工夫が見られる。 ・収穫後は速やかに調製、箱詰め ・収穫物、出荷物の温度上昇防止	収穫物の品質低下防止対策が不十分である。	収穫物の品質低下防止対策を講じておらず、実際に品質が低下している。

番号	達成水準	適:リスクは見られない	リスク1:リスクはあるが問題未発生	リスク2:すでに問題が発生している
36	出荷物に異物混入や汚染・破損が発生しない対策を取っている。	収穫以降において出荷物に異物混入や汚染等が発生するリスクは見られない。	・調製～箱詰め場所で喫煙、飲食 ・調製場所が不衛生 ・収穫物が農薬や鳥獣と接触する可能性が高い	出荷物の汚染、破損、異物混入などの問題が発生している。
37	農薬散布液を作製する際は、散布面積等から必要量を計算し、適切な器具を使い調製している。	計算した薬液の必要量に対し、適切な計量器具による調製が確認できる。	必要量を計算しているが、薬液調製の器具類が不十分である。	必要量を計算していない。
38	化学合成農薬に代わる防除手段を積極的に導入している。	輪作、対抗植物、病害虫抵抗性品種、被覆栽培、マルチ栽培等を導入している。	現在は導入していないが、今後導入する意思はある。	化学合成農薬に代わる防除手段を導入する意思がない。
38	病害虫の発生状況を把握し、農薬の使用は必要最低限としている。	病害虫発生情報の取得に努めている。 ・県、市町村、JA等からの発生予察情報 ・インターネットの情報	把握の意思はあるが、取得方法を具体的に説明できない。	病害虫の発生状況を把握する意思がない。
39	危険な作業は有資格者が行っている。	記録や説明の内容から資格の有無、メーカー講習等の受講状況、危険作業の実施状況が確認できる。	資格の有無や講習の受講状況が不明確である。	資格、講習受講の意思がない。
39	育成が必要な作業員に対しては熟練者が指導している。	指導が必要な作業員がいる場合、記録や説明の内容から熟練者等の指導状況が確認できる。	指導しているが、不十分である。	指導が必要な作業員に対し、指導する意思がない。
39	妊産婦や年少者に危険な作業を割り当てない。	妊産婦や年少者の作業員がいる場合、危険な作業分担がないことが確認できる。	配慮しているが、状況に応じて危険作業を分担することがある。	妊産婦や年少者への作業分担の配慮がない。
40	作業の特性に合わせた作業着等を着用し、適切に保管している。	作業特性に応じた装備を着用している。 ・専用のロッカー等に保管 ・使用後はよく洗浄、など	作業特性に応じた装備を着用しているが、洗浄や保管状態が不適切である。	作業特性に応じた装備を着用していない。
41	機械・器具類の使用にあたっては、使用方法の習熟や点検・整備を怠らない。	記録や説明の内容から機械類の使用方法的な習熟度や定期的な点検・整備の状況が確認できる。	・使用方法の不明な機械・器具類がある。 ・点検、整備が不十分である。	機械、器具類の使用方法的な点検・整備に起因する問題が発生している。
41	取扱説明書はよく読み、きちんと保存している。	取扱説明書の保存状況が確認できる。ただし、取扱説明書が入手できない場合、機械メーカー等の熟練者から取扱い情報を入手し、機械・器具を適切に維持・管理することで替えることができる。	—	取扱説明書が適切に保存されていない。
42	農薬の使用状況を記録し、保存している。	農薬使用(年月日、場所、作物名、農薬名、散布面積、使用量又は希釈倍数、作業員)の記録がある。	記録内容が不十分である。	農薬の使用記録が保存されていない。

番号	達成水準	適:リスクは見られない	リスク1:リスクはあるが問題未発生	リスク2:すでに問題が発生している
42	肥料の使用状況を記録し、保存している。	肥料使用(年月日、場所、作物名、肥料名、施用面積、施用量、作業者)の記録がある。	記録内容が不十分である。	肥料の使用記録が保存されていない。
43	培養液は衛生的に維持・管理し、適切に廃棄している。	養液栽培に使用する水の安全性が確保され廃液は適正に処理しており、問題発生のリスクは見られない。	・使用水の水源を確認していない ・培養液の交換頻度が著しく低い ・廃液に際し環境影響に配慮していない	・培養液による生育障害 ・培養液の不適正廃棄による環境破壊などが発生している。
43	養液栽培に使用している資材、機器も衛生的な状態を維持している。	栽培に使用する資材や機器は定期的に清掃、消毒等している。	養液栽培の資材や機器の清掃、消毒頻度が低い。	資材や機器に由来する生育障害が発生している。
44	農薬散布の際は、近隣住民に十分配慮している。	次のような取組を行っている。 ・周辺住民に農薬散布情報を提供 ・散布に際し、気象条件や時間帯、剤型、軽減ノズル等を選択 ・苦情内容を記録し、対処に努力、など	農薬散布に際し、周辺住民に対する配慮が不十分であり、トラブル発生のリスクがある。	農薬散布に際し、周辺住民への配慮を全くしておらず、トラブルが発生している。
45	各種保険に加入している。	書類等で保険の加入状況が確認できる。	保険に加入していないが、加入の意思はある。	保険加入の意思はない。
46	土壌くん蒸剤を使用する場合、使用上の注意に従って使用している。	土壌くん蒸剤の使用の有無、現場での使用(被覆)状況、記録や聞き取り等から適正な使用が確認できる。	土壌くん蒸剤の使用方法が不適正であり、周辺へ影響を及ぼすリスクがある。	土壌くん蒸剤を著しく不適正に使用しており、周辺への影響が発生している。
47	土壌の侵食を受けやすいほ場では、侵食を軽減する取組を活用している。	問題となる土壌侵食は認められない。 又は逆さ掘り、被覆作物、草生栽培、堆肥施用、防風垣等を実施している。	土壌侵食のリスクがある。	土壌侵食が進んでいる。
48	特定外来生物を利用する場合は、許可を得た上で、定められた飼養条件を守っている。	セイヨウオオマルハナバチを利用している場合は、許可と適正な飼養条件が確認できる。	利用の許可はあるが、飼養方法が不適切であり環境に影響を及ぼすリスクがある。	セイヨウオオマルハナバチを無許可で飼養している。
49	知的財産を保有している場合、自己のものとして権利関係を取得している。	知的財産を保有している場合、権利侵害のリスクは見られない。	権利侵害の状況を把握していない。	知的財産に関する権利侵害が発生している。
50	出荷物にブランド名を付ける場合、商標登録がないことを確認している。	出荷物にブランド名を付けている場合、他人の商標を無断で使用するなど、権利侵害のリスクは見られない。	商標登録の有無を確認していない。	他人の商標を無断で使用するなど、権利侵害が発生している。
51	果実に青カビが発生しないように、汚染の低減対策を講じている。	果実に傷や土の付着がなく、青カビ発生のリスクは見られない。	果実に傷や土の付着が見られ、青カビが発生するリスクがある。	果実に青カビが発生している。

農場名		評価日時	
農場対応者		評価員	
備考			

評価方法	区分	番号	評価項目	達成水準	評価のポイント	評価	コメント	
現	ほ場、作業場等	1	作業場等の整理整頓、衛生管理	荒茶加工施設が整理整頓され、清潔に保たれている。	施設の稼働中、整理整頓により作業動線が確保されており問題発生リスクは見られない。また、清掃により清潔が保たれている。	「適、リスク1、リスク2、-」で評価		
			ほ場汚染リスクの把握と対応	ほ場が汚染される危険性について、あらかじめ把握し、対応している。	過去の使用履歴や周辺の状況からほ場の汚染リスクを検討しており、必要に応じて何らかの対応をしている。			
		3	作業場等の作業性、衛生管理	加工施設等は、照明、通風、排水その他が作業や衛生管理に適した構造となっている。	施設の破損等がなく掃除しやすい構造となっており、作業の支障や生産物の汚染リスクは見られない。			
		42	土壌侵食の防止、侵食軽減対策	土壌の侵食を受けやすいほ場では、侵食を軽減する取組を活用している。	問題となる土壌侵食は認められない。又は被覆作物、草生栽培、堆肥施用、防風垣等を実施している。			
場	水の安全性確保	2	栽培使用水の水源把握、汚染回避	荒茶加工施設で使用する水は、定期的な水質検査を行い、安全性を確認している。	水道水を使用するか、水質検査の結果病原菌や有害物質が含まれていないことを確認した水を使用している。			
		確	10	エネルギーの効率利用	常にエネルギー消費を抑えようという意識を持っている。	何らかの省エネに取り組んでいる。 ・節電、節水、節燃対策 ・省エネ機械の選択、整備点検 ・施設、設備の修繕、など		
認	廃棄物		7	廃棄物の分類、表示	廃棄物は、品目別に場所を決めて表示している。	廃棄物は種類別に分別保管され、表示されている。		
				廃棄物の適正保管	廃棄物は、飛散・流出しないよう保管している。	保管場所は、屋根やシート等で保護されるなど、廃棄物が飛散・流出するリスクは見られない。		
農作業安全		12	危険作業場所の注意喚起表示	危険な作業・場所等には、注意喚起の看板等が設置されている。	危険な場所に注意喚起等を表示している。表示が難しい場合は危険作業前に再確認している。			
		13	トラブル発生時の連絡体制	非常時の連絡先リストを作成し、事故の発生リスクが高い場所に掲示している。	連絡先が見えるところに掲示されている。			

農場名		評価日時	
農場対応者		評価員	
備考			

評価方法	区分	番号	評価項目	達成水準	評価のポイント	評価	コメント
現場確認		26	農薬使用基準(ラベル)の遵守	農薬使用時は、必ず登録情報や容器のラベルに書かれている使用基準を確認し、その内容を守っている。	薬液の計量や希釈に使用する器具類が揃っており、記録や説明の内容から適正な薬液調製、使用基準の遵守が確認できる。		
		34	散布薬液の正確な調製	農薬散布液を作製する際は、散布面積等から必要量を計算し、適切な器具を使い調製している。	計算した薬液の必要量に対し、適切な計量器具による調製が確認できる。		
		27	農薬散布機等の使用後洗浄	農薬散布機等を使用する際は、使用後の洗浄を適切に行っている。	農薬散布機等は洗浄された状態で保管されており、洗浄水が公共用水域などへ流出するリスクは見られない。		
間 き 取 り	農薬使用		農薬散布機等の点検、整備	農薬散布機等を使用する際は、使用前後の点検を適切に行っている。	定期的な点検整備状況が確認できる。 ・作業前後の動作チェックを習慣化 ・定期交換部品は指定時期に交換、など		
		28	散布薬液のドリフト防止	防除の際は、気象条件や農薬の性質等を考慮して、周辺への影響をできる限り低減する努力をしている。	以下のような取組が確認できる。 ・気象条件や時間帯を十分に考慮 ・ドリフト軽減ノズル等の使用 ・飛散が少ない農薬の剤型を選定、など		
		40	周辺住民に配慮した農薬使用	農薬散布の際は、近隣住民に十分配慮している。	次のような取組を行っている。 ・周辺住民に農薬散布情報を提供 ・散布に際し、気象条件や時間帯、剤型、軽減ノズル等を選択 ・苦情内容を記録し、対処に努力、など		
		29	周辺ほ場からの農薬被曝防止	周りのほ場の作付情報等を把握している。	周辺の作付状況や所有者・作業者情報の把握など、農薬被曝リスクへの具体的な対応が確認できる。		
		35	病害虫発生状況の把握	病害虫の発生状況を把握し、農薬の使用は必要最低限としている。	茶園の観察を行い、病害虫の発生状況を確認している。 病害虫発生情報の取得に努めている。 ・県、市町村、JA等からの発生予察情報 ・インターネットの情報		

農場名		評価日時	
農場対応者		評価員	
備考			

評価方法	区分	番号	評価項目	達成水準	評価のポイント	評価	コメント
聞き	土壌管理 施肥	4	土壌診断に基づく施肥	土壌診断を活用して、埼玉県の施肥基準やJAの栽培暦等を踏まえた施肥設計を作成し、その計画に沿って肥料を施用している。	土壌診断結果に基づく施肥設計を作成し、適正施肥に努めている。 ・生育状況や天候を考慮して施肥 ・局所施肥技術、肥効調節型肥料の活用		
		5	自家製堆肥の安全性確保	堆肥を自家製造する場合は、適切に堆肥化して使用している。	切り返しによる発酵促進を図り適切に堆肥化している。 ・70℃の発酵熱を数日間維持 ・完熟と未完熟の堆肥は区分管理		
			購入堆肥の安全性確保	購入堆肥の安全性を確認している。	原料、製造方法、成分などについて確認している。		
		6	持続可能な農業の実践	有機物を施用するなど、持続可能な農業に積極的に取り組んでいる。	堆肥、緑肥、土壌改良材等を施用し、地力増進に努めている。		
		9	作物残さの有効活用	作物残さを土づくりに利用するなどして、リサイクルを実施している。	作物残さを、有機物として土づくりに活用するなど、有効活用を図っている。		
取り	農作業 安全	30	体調不良時の農作業禁止	体調がすぐれない状態での作業は控えている。	自分以外の従業員の体調確認方法や体調不良時の作業制限状況が、記録や説明の内容から確認できる。		
		11	危険作業の把握	危険を伴う作業を把握している。	危険な作業を把握しており、具体的に説明できる。		
			危険作業の回避、対応	危険を伴う作業の回避や事故発生時に備えた研修・訓練等を行っている。	研修や訓練を行うか、参加している。 ・事故回避の勉強会、講習会に参加 ・ " " に従業員が参加 ・応急処置の講習会に参加、など		
		36	有資格者等による危険作業の負担、指導	危険な作業は有資格者等が行っている。	記録や説明の内容から資格の有無、メーカー講習等の受講状況、危険作業の実施状況が確認できる。		

農場名		評価日時	
農場対応者		評価員	
備考			

評価方法	区分	番号	評価項目	達成水準	評価のポイント	評価	コメント
	農作業安全	36	熟練者等による作業者の指導	育成が必要な作業者に対しては熟練者が指導している。	指導が必要な作業者がいる場合、記録や説明の内容から熟練者等の指導状況が確認できる。		
			妊産婦や年少者の危険作業回避	妊産婦や年少者に危険な作業を割り当てない。	妊産婦や年少者の作業者がいる場合、危険な作業分担がないことが確認できる。		
間		8	廃棄物の適正処理	農業生産活動によって発生した廃棄物は、地域のルールや法令を遵守して処理している。	委託契約書、マニフェスト、JA等の委託伝票等により廃棄物の適正処理が確認できる。または地域、行政のルールに従って処理している。		
			16	種苗等の利用における権利の確認	自分で増殖した種苗を他者へ譲る場合、または他者から譲り受ける場合は、権利関係を必ず確認している。	種苗法の違反はない。 登録品種の種苗等の譲渡や譲受がある場合は、権利の侵害がない。	
取	記録、書類	17	ほ場情報の整理と保存	生産ほ場の一覧を作成するなど、ほ場情報や栽培歴を整理し、保存している。	生産ほ場の地番、面積、栽培歴、借り入れ状況等が整理されている(仕様書添付様式による整理など)。		
			生産活動における判断、責任の所在確認	生産ほ場について、生産活動に関する判断を行い、その責任を負うことが明確になっている。	生産活動(品目の決定、栽培管理など)について、誰が判断し、責任を負うかが明確になっている。		
り		19	資材の購入伝票等の整理、保存	資材の購入伝票等は、必要に応じて確認できるよう、整理して保存している。	資材(種苗、堆肥、土壌改良材、肥料、農薬等)の購入伝票等が整理・保存されている。		
			23	出荷記録の一定期間保存	出荷に関する記録を一定期間保存するなどして、万一の事故発生に備えている。	出荷に関する記録(出荷品目、量、年月日、販売先等)が2年分程度保存されている。(販売委託先での保存も可)	
		39	農薬の使用記録、保存	農薬の使用状況を記録し、保存している。	農薬使用(年月日、場所、作物名、農薬名、散布面積、使用量又は希釈倍数、作業者)の記録がある。		
			肥料の使用記録、保存	肥料の使用状況を記録し、保存している。	肥料使用(年月日、場所、作物名、肥料名、施用面積、施用量、作業者)の記録がある。		

農場名		評価日時	
農場対応者		評価員	
備考			

評価方法	区分	番号	評価項目	達成水準	評価のポイント	評価	コメント	
聞き取り	記録、書類	41	各種保険への加入	各種保険に加入している。	書類等で保険の加入状況が確認できる。			
		18	農薬在庫の正確な把握	管理台帳等に整理することにより、農薬の在庫を正確に把握している。	農薬の在庫管理台帳と実際の在庫が合致している。			
			肥料在庫の正確な把握	管理台帳等に整理することにより、肥料の在庫を正確に把握している。	肥料の在庫管理台帳と実際の在庫が合致している。			
		24	栽培記録等の一定期間保存	栽培記録等を取引先等からの求めに備え、整理・保存している。	栽培に関する記録(生産履歴)が整理・保存されている。収穫量については計算による推計でも可。			
		25	ボイラーの設置	ボイラーを設置している場合は、届け出等が必要な規模かどうか把握し、適切に処理している。	設置しているボイラーについて、関係機関に届出が必要かどうか把握し、必要に応じて届出ている。			
		38	機械類の使用法習熟、点検・整備	機械・器具類の使用にあたっては、使用法の習熟や点検・整備を怠らない。	記録や説明の内容から機械類の使用法の習熟度や定期的な点検・整備の状況が確認できる。			
			取扱説明書の熟読と保存	取扱説明書はよく読み、きちんと保存している。	取扱説明書の保存状況が確認できる。ただし、取扱説明書が入手できない場合、機械メーカー等の熟練者から取扱い情報を入手し、機械・器具を適切に維持・管理することで替えることができる。			
		権利保護	43	知的財産の権利保護	知的財産を保有している場合、自己のものとして権利関係を取得している。	知的財産権を保有している場合、権利侵害のリスクは見られない。		
		点検	20	チェックリストによる自己点検	年に1回以上、チェックリストを使った自己点検を行っている。	S-GAPチェックリスト等で年に1回以上自己点検を行っている。 (農場評価申請により自己点検実施済)		
			22	改善箇所の早急な対処	点検の結果、改善が必要な事項があった場合、早急に対処している。	改善に向けた迅速な対応が見られる。 ・農場評価の指摘事項(是正指導)に可能な限り早急に対処、など		
21	他者からの点検		他者からの点検を受け入れている。	JA営農指導員や農林振興センター職員等、他者によるS-GAPチェックを受けている(農場評価自体が他者評価)。				

番号	達成水準	適:リスクは見られない	リスク1:リスクはあるが問題未発生	リスク2:すでに問題が発生している
1	荒茶加工施設が整理整頓され、清潔に保たれている。	施設の稼働中、整理整頓により作業動線が確保されており問題発生リスクは見られない。また、清掃により清潔が保たれている。	・土埃、茶埃が大量に溜まっている。 ・使わない機材や廃棄物が未整理 ・機械の洗浄水の排水ができない構造	・作業者のケガ、器具の損壊等 ・道具や資材等の所在が不明
1	ほ場が汚染される危険性について、あらかじめ把握し、対応している。	過去の使用履歴や周辺の状況からほ場の汚染リスクを検討しており、必要に応じて何らかの対応をしている。	・農地以外の使用履歴がある。 ・周辺からの汚染の可能性はある。	・自然由来の土壌汚染に対し、何ら対策を講じていない。 ・周辺からの汚染が明らかである。
2	荒茶加工施設で使用する水は、定期的な水質検査を行い、安全性を確認している。	水道水を使用するか、水質検査の結果病原菌や有害物質が含まれていないことを確認した水を使用している。	病原菌や有害物質が含まれていないことを確認してから1年以上経過している。	・水質検査をしていない。 ・病原菌や有害物質を含む水系の水を使用している。 ・水源汚染のリスクを把握していない。
3	加工施設等は、照明、通風、排水その他が作業や衛生管理に適した構造となっている。	施設の破損等がなく掃除しやすい構造となっており、作業の支障や生産物の汚染リスクは見られない。	・施設の小破損、雨漏り ・照度や換気が不十分である。 ・ガムテープ、段ボール等で補修を行っている。	施設が破損しており、作業に支障があったり、生葉や荒茶等への汚染が発生している。
4	土壌診断を活用して、埼玉県の実地基準やJAの栽培暦等を踏まえた施肥設計を作成し、その計画に沿って肥料を施用している。	土壌診断結果に基づく施肥設計を作成し、適正施肥に努めている。 ・生育状況や天候を考慮して施肥 ・局所施肥技術、肥効調節型肥料の活用	土壌診断を実施しておらず、過剰施肥や生育障害が発生するリスクがある。	施肥に起因する生育障害や環境汚染が発生している。
5	堆肥を自家製造する場合は、適切に堆肥化して使用している。	切り返しによる発酵促進を図り適切に堆肥化している。 ・70℃の発酵熱を数日間維持 ・完熟と未完熟の堆肥は区分管理	堆肥製造工程が不適切であり、生育阻害のリスクがある。	自家製堆肥に起因する雑草や病害虫、生育障害が発生している。
5	購入堆肥の安全性を確認している。	原料、製造方法、成分などについて確認している。	製品情報を確認していない。	購入堆肥に起因する問題が発生している。
6	有機物を施用するなど、持続可能な農業に積極的に取り組んでいる。	堆肥、緑肥、土壌改良材等を施用し、地力増進に努めている。	現状では地力増進対策を実施していないが、必要性は理解しており改善に向けて取り組む意思がある。	地力増進に努めておらず、地力に起因する問題が発生している。
7	廃棄物は、品目別に場所を決めて表示している。	廃棄物は種類別に分別保管され、表示されている。	分別保管されているが、表示がない。	廃棄物の保管場所が特定されていない。
7	廃棄物は、飛散・流出しないよう保管している。	保管場所は、屋根やシート等で保護されるなど、廃棄物が飛散・流出するリスクは見られない。	廃棄物の保管対策が不十分であり、飛散、流出するリスクが見られる。	廃棄物が飛散、流出している。

番号	達成水準	適:リスクは見られない	リスク1:リスクはあるが問題未発生	リスク2:すでに問題が発生している
8	農業生産活動によって発生した廃棄物は、地域のルールや法令を遵守して処理している。	委託契約書、マニフェスト、JA等の委託伝票等により廃棄物の適正処理が確認できる。または地域、行政のルールに従って処理している。	現状の処理方法は一部不適切だが、改善に向けて取り組んでいる。	廃棄物を適正に処理する意思がない。
9	作物残さを土づくりに利用するなどして、リサイクルを実施している。	作物残さを、有機物として土づくりに活用するなど、有効活用を図っている。	作物残さは、全量を廃棄物としているが、その処理方法は適切である。	作物残さは、全量を廃棄物として処理しているが、周辺への飛散を招いたり、不要な焼却で煙害をもたらすなど不適切である。
10	常にエネルギー消費を抑えようという意識を持っている。	何らかの省エネに取り組んでいる。 ・節電、節水、節燃対策 ・省エネ機械の選択、整備点検 ・施設、設備の修繕、など	省エネに取り組む意思はあるが、具体例がない(説明できない)。	省エネに取り組む意識がない。
11	危険を伴う作業を把握している。	危険な作業を把握しており、具体的に説明できる。	危険な作業や場所が把握できていない。	危険な作業や場所を把握する意思がない。
11	危険を伴う作業の回避や事故発生時に備えた研修・訓練等を行っている。	研修や訓練を行うか、参加している。 ・事故回避の勉強会、講習会に参加 ・ " " に従業員が参加 ・応急処置の講習会に参加、など	事故回避や応急処置の必要性は理解しているが、勉強会、講習会に参加したことがない。	事故回避や応急処置の勉強会、講習会に参加する意思がない。
12	危険な作業・場所等には、注意喚起の看板等が設置されている。	危険な場所に注意喚起等を表示している。表示が難しい場合は危険作業前に再確認している。	表示する場所や内容が不適切である。	・危険個所に注意喚起の表示がない。 ・危険な作業の前に再確認をしていない。
13	非常時の連絡先リストを作成し、事故の発生リスクが高い場所に掲示している。	連絡先が見えるところに掲示されている。	連絡先は把握しているが、掲示していない。	連絡先を把握していない。
14	毒劇物等は法令に従って適切に管理している。	・毒劇物は他の資材と分けて施錠保管 ・「医薬用外」+赤地に白字で「毒物」表示 ・ " " 白地に赤字で「劇物」表示 ・液剤の下には容量以上のバット等設置	・毒劇物は施錠保管されているが他資材も一緒に保管されている。 ・毒劇物の表示がない。 ・液剤の流出防止対策が取られていない。	毒劇物が施錠保管されていない。
14	農業用資材は、種類ごとに整理整頓して適切に保管している。	・危険物 [※] は、管轄の消防署等に保管量、保管手続、表示方法等を確認し、適切に保管 ※危険物:ガソリン(200ℓ)、灯油・軽油(1,000ℓ)、硝酸アンモニウム、生石灰など ・保管場所の火気、換気、漏洩対策は適切	・「危険物は指定数量を確認しているか」の問いに回答できない。(指定数量の1/5以上の危険物を保管する場合、消防署へ届け出+赤地に白字で「火気厳禁」表示) ・火気、換気、漏洩対策、整理整頓が不十分	燃料等の保管状況は法令違反状態である。

番号	達成水準	適:リスクは見られない	リスク1:リスクはあるが問題未発生	リスク2:すでに問題が発生している
15	農薬の移し替えは絶対に行わない。	飲用容器への移し替えは行っていない。容器の破損等によりやむを得ず移し替えた場合は使用基準ラベルを貼付している。	移し替えており、使用基準の表示が不十分。	・飲用容器に移し替えている。 ・移し替えた容器に使用基準が表示されていない。
16	自分で増殖した種苗を他者へ譲る場合、または他者から譲り受ける場合は、権利関係を必ず確認している。	種苗法の違反はない。登録品種の種苗等の譲渡や譲受がある場合は、権利の侵害がない。	違反状態であるが、改善に向けて取り組む意思がある(具体的な方法・スケジュール等について説明できる。)	種苗法の違反がある。
17	生産ほ場の一覧を作成するなど、ほ場情報や栽培歴を整理し、保存している。	生産ほ場の地番、面積、栽培歴、借り入れ状況等が整理されている(仕様書添付様式による整理など)。	生産ほ場の地番、面積、栽培歴、借り入れ状況等が整理されていない。	生産ほ場の地番、面積、栽培歴、借り入れ状況等を整理する意思がない。
17	生産ほ場について、生産活動に関する判断を行い、その責任を負うことが明確になっている。	生産活動(品目の決定、栽培管理など)について、誰が判断し、責任を負うかが明確になっている。	一部の生産活動について、誰が判断をし、責任を負うかが明確になっていない。	生産活動全般について、誰が判断をし、責任を負うかが明確になっていない。
18	管理台帳等に整理することにより、農薬の在庫を正確に把握している。	農薬の在庫管理台帳と実際の在庫が合致している。	在庫記録はあるが、実際の在庫と合致していない。	在庫記録がない。
18	管理台帳等に整理することにより、肥料の在庫を正確に把握している。	肥料の在庫管理台帳と実際の在庫が合致している。	在庫記録はあるが、実際の在庫と合致していない。	在庫記録がない。
19	資材の購入伝票等は、必要に応じて確認できるよう、整理して保存している。	資材(種苗、堆肥、土壌改良材、肥料、農薬等)の購入伝票等が整理・保存されている。	伝票等が保存されているが、必要に応じて確認できるように整理されていない。	伝票等が保存されていない。もしくは整理状況が著しく悪い。
20	年に1回以上、チェックリストを使った自己点検を行っている。	S-GAPチェックリスト等で年に1回以上自己点検を行っている。 (農場評価申請により自己点検実施済)	自己点検の必要性を理解しているが、これまで実施したことはない。	自己点検を行う意思がない。
21	他者からの点検を受け入れている。	JA営農指導員や農林振興センター職員等、他者によるS-GAPチェックを受けている(農場評価自体が他者評価)。	他者点検を受け入れる意思はあるが、これまで他者点検を行ったことがない。	他者点検を受け入れる意思がない。
22	点検の結果、改善が必要な事項があった場合、早急に対処している。	改善に向けた迅速な対応が見られる。 ・農場評価の指摘事項(是正指導)に可能な限り早急に対処、など	改善する意思はあるが、対応が未実施であるか緩慢である。	改善に向けて対応する意思がない。 改善が間に合わず、問題が発生している。
23	出荷に関する記録を一定期間保存するなどして、万一の事故発生に備えている。	出荷に関する記録(出荷品目、量、年月日、販売先等)が2年分程度保存されている。 (販売委託先での保存も可)	出荷に関する記録が不十分な状態である。	出荷に関する記録が保存されていない。
24	栽培記録等を取引先等からの求めに備え、整理・保存している。	栽培に関する記録(生産履歴)が整理・保存されている。収穫量については計算による推計でも可。	栽培に関する記録が不十分な状態である。	栽培に関する記録が保存されていない。

番号	達成水準	適:リスクは見られない	リスク1:リスクはあるが問題未発生	リスク2:すでに問題が発生している
25	ボイラーを設置している場合は、届け出等が必要な規模かどうか把握し、適切に処理している。	設置しているボイラーについて、関係機関に届け出が必要かどうか把握し、必要に応じて届出ている。	届出しているとのことだが、控えを保管していない。	届出が必要かどうか確認していない。届出が必要な規模であるのに、届出していない。
26	農薬使用時は、必ず登録情報や容器のラベルに書かれている使用基準を確認し、その内容を守っている。	薬液の計量や希釈に使用する器具類が揃っており、記録や説明の内容から適正な薬液調製、使用基準の遵守が確認できる。	使用基準は必ず確認しており遵守意識は高いが、薬液調製に使用する器具類の整備状況は不十分である。	・ラベルの内容が理解できていない。 ・薬液調製が不正確
27	農薬散布機等を使用する際は、使用後の洗浄を適切に行っている。	農薬散布機等は洗浄された状態で保管されており、洗浄水が公共用水域などへ流出するリスクは見られない。	農薬散布機等は使用後に洗浄しているが、廃棄した洗浄水が水質を汚染するリスクがある。	農薬散布機等を使用後に洗浄していない。
27	農薬散布機等を使用する際は、使用前後の点検を適切に行っている。	定期的な点検整備状況が確認できる。 ・作業前後の動作チェックを習慣化 ・定期交換部品は指定時期に交換、など	点検整備や部品交換の実施は不定期で頻度も十分ではない。	農薬散布機等の故障部分が放置されている。
28	防除の際は、気象条件や農薬の性質等を考慮して、周辺への影響をできる限り低減する努力をしている。	以下のような取組が確認できる。 ・気象条件や時間帯を十分に考慮 ・ドリフト軽減ノズル等の使用 ・飛散が少ない農薬の剤型を選定、など	散布に際し、気象条件、時間帯、剤型等をあまり考慮していない。	ドリフトに起因する問題が発生している。
29	周りのほ場の作付情報等を把握している。	周辺の作付状況や所有者・作業員情報の把握など、農薬被曝リスクへの具体的な対応が確認できる。	周辺ほ場の作付情報等を十分に把握していない。	周辺ほ場の作付情報等を把握する意味を理解していない。
30	体調がすぐれない状態での作業は控えている。	自分以外の従業員の体調確認方法や体調不良時の作業制限状況が、記録や説明の内容から確認できる。	体調には十分配慮しているが、作業の状況により体調不良の従業員を作業させることがある。	作業に際し、自分以外の従業員の体調に配慮していない。
31	包装資材等は、保存、使用時を通じ、常に清潔に保たれている。	包装資材は、素材の安全性を確認しており、衛生的に保管・管理されている。	素材の安全性は確認しているが、保管状態が衛生的に不十分である。	・素材が不明 ・保管管理の状態は不衛生
32	収穫、輸送、保管等の各工程で、品質低下を防ぐ工夫をしている。	・摘採した茶葉の品質を維持する工夫が見られる。 ・摘採後は直射日光の当たらない涼しい場所に置き、すみやかに茶工場に搬入する。 ・茶工場に搬入した茶葉は生葉コンテナで保管するなど、温度上昇を防いでいる。	摘採した茶葉の品質低下防止対策が不十分である。	摘採した茶葉の品質低下防止対策を講じておらず、実際に品質が低下している。
33	収穫物に異物混入や汚染・破損が発生しない対策を取っている。	収穫物に異物混入や汚染等が発生するリスクは見られない。	・摘採袋や収穫コンテナが汚れている。 ・摘採した茶葉の保管場所が不衛生である。 ・摘採した茶葉が農薬や鳥獣と接触する可能性がある。	摘採した茶葉の汚染、異物混入などの問題が発生している。
34	農薬散布液を作製する際は、散布面積等から必要量を計算し、適切な器具を使い調製している。	計算した薬液の必要量に対し、適切な計量器具による調製が確認できる。	必要量を計算しているが、薬液調製の器具類が不十分である。	必要量を計算していない。

番号	達成水準	適:リスクは見られない	リスク1:リスクはあるが問題未発生	リスク2:すでに問題が発生している
35	化学合成農薬に代わる防除手段を積極的に導入している。	病虫害抵抗性品種の採用や整剪枝による耕種的防除、天敵に影響の少ない農薬の利用等を積極的に採用している。	現在は導入していないが、今後導入する意思はある。	化学合成農薬に代わる防除手段を導入する意思がない。
35	病虫害の発生状況を把握し、農薬の使用は必要最低限としている。	茶園の観察を行い、病虫害の発生状況を確認している。 病虫害発生情報の取得に努めている。 ・県、市町村、JA等からの発生予察情報 ・インターネットの情報	把握の意思はあるが、取得方法を具体的に説明できない。	病虫害の発生状況を把握する意思がない。
36	危険な作業は有資格者等が行っている。	記録や説明の内容から資格の有無、メーカー講習等の受講状況、危険作業の実施状況が確認できる。	資格の有無や講習の受講状況が不明確である。	資格、講習受講の意思がない。
36	育成が必要な作業員に対しては熟練者が指導している。	指導が必要な作業員がいる場合、記録や説明の内容から熟練者等の指導状況が確認できる。	指導しているが、不十分である。	指導が必要な作業員に対し、指導する意思がない。
36	妊産婦や年少者に危険な作業を割り当てない。	妊産婦や年少者の作業員がいる場合、危険な作業分担がないことが確認できる。	配慮しているが、状況に応じて危険作業を分担することがある。	妊産婦や年少者への作業分担の配慮がない。
37	作業の特性に合わせた作業着等を着用し、適切に保管している。	作業特性に応じた装備を着用している。 ・防除着等は使用後によく洗浄 ・騒音の激しい場所では耳栓を利用、など	作業特性に応じた装備を着用しているが、洗浄や保管状態が不適切である。	作業特性に応じた装備を着用していない。
38	機械・器具類の使用にあたっては、使用方法の習熟や点検・整備を怠らない。	記録や説明の内容から機械類の使用法の習熟度や定期的な点検・整備の状況が確認できる。	・使用方法の不明な機械・器具類がある。 ・点検、整備が不十分である。	機械、器具類の使用法や点検・整備に起因する問題が発生している。
38	取扱説明書はよく読み、きちんと保存している。	取扱説明書の保存状況が確認できる。ただし、取扱説明書が入手できない場合、機械メーカー等の熟練者から取扱い情報を入手し、機械・器具を適切に維持・管理することで替えることができる。	—	取扱説明書が適切に保存されていない。
39	農薬の使用状況を記録し、保存している。	農薬使用(年月日、場所、作物名、農薬名、散布面積、使用量又は希釈倍数、作業員)の記録がある。	記録内容が不十分である。	農薬の使用記録が保存されていない。
39	肥料の使用状況を記録し、保存している。	肥料使用(年月日、場所、作物名、肥料名、施用面積、施用量、作業員)の記録がある。	記録内容が不十分である。	肥料の使用記録が保存されていない。

番号	達成水準	適:リスクは見られない	リスク1:リスクはあるが問題未発生	リスク2:すでに問題が発生している
40	農薬散布の際は、近隣住民に十分配慮している。	次のような取組を行っている。 ・周辺住民に農薬散布情報を提供 ・散布に際し、気象条件や時間帯、剤型、軽減ノズル等を選択 ・苦情内容を記録し、対処に努力、など	農薬散布に際し、周辺住民に対する配慮が不十分であり、トラブル発生のリスクがある。	農薬散布に際し、周辺住民への配慮を全くしておらず、トラブルが発生している。
41	各種保険に加入している。	書類等で保険の加入状況が確認できる。	保険に加入していないが、加入の意思はある。	保険加入の意思はない。
42	土壌の侵食を受けやすいほ場では、侵食を軽減する取組を活用している。	問題となる土壌侵食は認められない。又は被覆作物、草生栽培、堆肥施用、防風垣等を実施している。	土壌侵食のリスクがある。	土壌侵食が進んでいる。
43	知的財産を保有している場合、自己のものとして権利関係を取得している。	知的財産権を保有している場合、権利侵害のリスクは見られない。	権利侵害の状況を把握していない。	知的財産に関する権利侵害が発生している。

S - G A P 農 場 評 価 シ ー ト【 集 団 編 】

集団名		評価日時	
対応者		評価員	
備考			

評価方法	区 分	番号	評価項目	達 成 水 準	評価のポイント	評価	コメント
聞き取り	集団 (事務局)	1	集団構成要件	【集団構成要件】集団は規約を策定している。	集団の規約がある。		「適、不適、-」で評価
		2	集団構成要件	【集団構成要件】規約には実施要領第2条に定めのある4つの事項が記載されている。	以下の必要事項が全て定められている。 ・集団名及び代表者 ・事務局所在地 ・集団の目的 ・集団への参加要件		
		3	集団構成要件	【集団構成要件】2人以上の生産者で構成されている。	構成員名簿(実施要領様式1添付資料2)で2名以上の生産者が確認できる。		
		4	集団構成要件	【集団構成要件】代表者や役員、事務局など、役割分担が明確な組織体制を構築している。	以下の文書等により確認できる。 ・規約、組織体制図 ・構成員名簿 ・事務分掌がわかるもの		
		5	集団構成要件	【集団構成要件】GAP管理体制(事務局・内部監査員・内部検査員等)がきちんと構築されている。	事務局、内部監査員、内部検査員など、GAPを管理する役割の職員が設置されている。		
	代表者	6	代表者要件	【代表者要件】重要事項に関する代表者の責任の範囲が明確になっている。	代表者の決定できる事項等が明確にされているなど、代表者の責任の範囲が明確となっている。		
		7	代表者要件	【代表者要件】代表者が組織の課題を把握している。	代表者が、組織の目的や目標を踏まえ、現状で改善が必要な課題を把握している。		
		8	代表者要件	【代表者要件】代表者が課題に対し、適切な対策を講じている。	代表者が、把握している課題について、改善方針を示し、組織内へ伝達している。		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 確 認 聞 き 取 </p>	9	代表者要件	【代表者要件】代表者がS-GAPについて、概要を正しく把握し、推進の必要性について理解している。	S-GAPは誰のために実践すべきことなのか理解しており、項目も『食品安全』『労働安全』『環境保全』等から構成されていることを把握している。		
	10	事務局運営	【事務局の運営】組織体制に関する文書を作成し、適切に保管している。 ※項目4で確認するものと同じ	以下の文書等が作成され、必要に応じてすぐに参照できるよう適切に保管されている。 ・規約、組織体制図 ・構成員名簿 ・事務分掌がわかるもの		
	11	事務局運営	【事務局の運営】組織体制図と実際の組織の整合性がとれている。	組織体制図と実際の組織を照合した結果、整合性がとれている。		
	12	事務局運営	【事務局の運営】構成員名簿と実際の構成員の整合性がとれている。	構成員名簿と実際の構成員を照合した結果、整合性がとれている。		
	13	事務局運営	【事務局の運営】集団の運営に関する文書を作成し、適切に保管している。	以下の文書が作成され、必要に応じてすぐに参照できるよう適切に保管されている。 ・栽培マニュアル ・集出荷関係マニュアル ・その他自主的な取り決め事項に関するもの		
	14	事務局運営	【事務局の運営】組織の規約記載内容と実際の組織運営状況の整合性がとれている。	以下についての整合性がとれている。 ・集団名及び代表者 ・事務局所在地 ・集団の目的 ・集団への参加要件		
	15	事務局運営	【事務局の運営】事務局職員のスキル向上を図っている。	事務局において、職員の能力向上に必要な研修を開催もしくは受講させている。※研修内容例(文書管理研修、GAP関連(機械安全使用、農業適正使用、救命関連等)研修等)		

り 確 認 聞 キ	組織管理	16	組織管理	【組織管理状況】組織の規約や運用しているマニュアル、取決め事項等の遵守について、全ての構成員から同意を得ている。	集団への参加時等に、規約類を遵守する誓約書等を提出させ、適切に保管管理している。		
		17	組織管理	【組織管理状況】管理運営上必要な文書やS-GAPで記録・保存が求められている文書について、適切に保管されている。	事務局で管理している帳簿類について、適切に管理している。想定される帳簿類の例(入・出荷記録、共同購入資材の購入・配布記録、廃棄物処理に関する契約書・伝票類、生産者から提出された栽培記録の綴り、その他個人の代わりに記録・管理している書面類)		
		18	組織管理	【組織管理状況】事件・事故等が発生した際の処理を行える体制が整っている。	事件・事故等が発生した時の対応マニュアル等(対応責任者の記載が必須)がある。また、事件・事故等が発生していれば、苦情処理簿にその記録を保存している。 ・苦情処理関係マニュアル ・苦情処理簿		
		19	組織管理	【組織管理状況】内部監査員・内部検査員はGAP研修等の受講によりGAP指導能力のある者が担当している。	内部監査員・内部検査員(内部監査員が兼務することも可)の能力向上に必要なGAP関連研修の受講歴を復命書、受講結果通知書等で確認できる(検査員については義務ではない)。		
	組織運営	20	組織運営	【組織運営状況】組織が効率的に運営されている。	職務ごとに責任者、権限の度合いなどの定めがある。		
		21	組織運営	【組織運営状況】構成員の生産技術や経営管理等能力向上を図っている。	組織が主体となって視察研修や栽培講習会などを開催し、構成員の生産技術や経営管理等の能力向上を図っていることが確認できる。 ※内容によっては28番のGAP関連研修と重なっても良い。		
		22	組織運営	【組織運営状況】構成員は研修や講習会等に出席し、意欲的に自己研鑽に努めている。	研修や講習会等の出席状況を記録・保存しており、欠席の多い構成員に対しては、一定のペナルティを課している。		
		23	組織運営	【組織運営状況】組織の規律が保たれている(構成員としての資格(規約類)の遵守)。	構成員が規約や栽培マニュアル等、組織としての取り決め事項について違反した場合、違反状況を把握し、その記録を適切に保存している。		

取 り 確 認	組織運営	24	組織運営	【組織運営状況】組織の規律が保たれている(生産物の規格遵守)。	生産物の規格遵守徹底に向け、違反状況の把握及び記録保存が実施されている。		
		25	組織運営	【組織運営状況】組織の規律が保たれている(違反者指導)。	組織の規約や生産物の出荷規格等について違反した者に対し、適切な改善指導を行い、その指導状況を記録・保存していることが確認できる。		
		26	組織運営	【組織運営状況】生産物のトレーサビリティ確保に努めている。	可能な限り、出荷物がどの構成員から集荷され、どのような生産工程を経たものか把握するようにしている。		
		27	組織運営	【組織運営状況】S-GAPの各項目のうち組織として担う項目と構成員各自で取り組む項目の仕分けができています。	見次等で組織(事務向等)と構成員の取組項目を明確に示すことができる。項目によっては両者が重なってしまうことがあっても構わない。		
		28	組織運営	【組織運営状況】構成員に対し、「良い農業のやり方」に関する研修を開催している。	構成員に対し、S-GAPの各項目のいずれかに関係する研修を定期的で開催している(GAP全般に関する研修が望ましい)。		
		29	組織運営	【組織運営状況】監査員・検査員の能力向上を実施している。	年に一回以上、GAP関連研修(食品安全・労働安全・環境保全・GAP全般等)を受講させている。		
	共同利用施設	30	共同利用施設運営	【共同利用施設等の運営】共同利用施設における運用規約類を作成し、適切に運用している。	集団で共同利用している施設、機械・機具類等について、管理・利用規約等を作成し、そのルールに則って運用されている。		
		31	共同利用施設運営	【共同利用施設等の運営】共同利用施設等におけるマニュアル類を適切に保管している。	集団で共同利用している施設、機械・機具類等のマニュアル類は必要に応じてすぐに見られるよう保管されている。		
		32	共同利用施設運営	【共同利用施設等の運営】共同利用施設における利用者を適切に管理している。	施設の利用者について、いつ、誰が、どの程度利用したなどの使用記録を作成し、適切に保管されている。		
33		共同利用施設運営	【共同利用施設等の運営】共同利用施設における整備記録等を適切に保管している。	施設の管理責任者を明記した整備・清掃等管理記録簿を作成し、適切に保管されている。			

聞き取り確認	自主点検	34	自主点検	【点検実施状況】土壌・水、生産物等の自主検査を適切に行っている。	集団として土壌・水、生産物汚染等の自主検査を行っている場合、その結果を保存し、適切に利用している		
	自己点検	35	自己点検	【点検実施状況】構成員のGAP実践状況について、適切に内部検査を実施している。	チェックシート等により全ての構成員のGAP実践状況について内部検査を実施している。		
		36	自己点検	【点検実施状況】内部検査後の是正活動を適切に行っている。	是正が必要な事務局活動、構成員の取組について、是正を行った結果を確認できる。		
		37	自己点検	【点検実施状況】他者からの指導・検査を受け入れている。	GAP指導者による指導や農場評価員などによる農場評価を受けている。		
	内部監査	38	内部監査	【内部監査】年に一度以上、内部監査員が集団の内部監査を行っている。	年に一度以上、内部監査員が『S-GAP農場評価シート【集団編】』を用い、集団の内部監査を行った記録が確認できる。		
		39	内部監査	【内部監査】内部監査で改善を要するとされ	内部監査の結果、改善を要するとされた事項について、その対応結果を書面等で記録・保管している。		
		40	内部監査	【内部監査】内部検査員を内部監査員と別の者が担当している場合、内部監査員が適切に指導している。	内部監査員が内部検査員を対象としたGAP研修等を開催した記録が確認できる。		

S - G A P 農 場 評 価 判 断 マ ニ ュ ア ル

番号	達成水準	適:リスクは見られない	不適:リスクがあり改善を要する	備考
1	【集団構成要件】集団は規約を策定している。	集団の規約がある。	構成員名簿及び集団の規約のいずれか、もしくは両方が未整備である。	集団とは、単純に複数の農業者等の集まりのことをいう。
2	【集団構成要件】規約には実施要領第2条に定めのある4つの事項が記載されている。	以下の必要事項が全て定められている。 ・集団名及び代表者 ・事務局所在地 ・集団の目的 ・集団への参加要件	規約が無い。もしくは、必要な事項に不備がある。	
3	【集団構成要件】2人以上の生産者が構成されている。	構成員名簿(実施要領様式1添付資料2)で2名以上の生産者が確認できる。	2名以上の生産者が確認できない。	
4	【集団構成要件】代表者や役員、事務局など、役割分担が明確な組織体制を構築している。	以下の文書等により確認できる。 ・規約、組織体制図 ・構成員名簿 ・事務分掌がわかるもの	組織体制の構築状況を書面で確認できない	組織とは、規約の定めがあり、責任の所在や役割分担が明確な集団のこと。
5	【集団構成要件】GAP管理体制(事務局・内部監査員・内部検査員等)がきちんと構築されている。	事務局、内部監査員、内部検査員など、GAPを管理する役割の職員が設置されている。	内部監査員、内部検査員等のGAP管理体制が整っていない。	内部監査員は内部検査員を兼ねることができる。
6	【代表者要件】重要事項に関する代表者の責任の範囲が明確になっている。	代表者の決定できる事項等が明確にされているなど、代表者の責任の範囲が明確となっている。	代表者が、組織の目的・目標について把握しておらず、組織のリーダーシップが失われている状態である。	代表者のリーダーシップが失われている組織では、組織全体としての取組を実現できない。QMSが破綻している状態とみなす。
7	【代表者要件】代表者が組織の課題を把握している。	代表者が、組織の目的や目標を踏まえ、現状で改善が必要な課題を把握している。	代表者が組織の課題について把握していない、もしくは自分が解決すべき課題として認識していない。	
8	【代表者要件】代表者が課題に対し、適切な対策を講じている。	代表者が、把握している課題について、改善方針を示し、組織内へ伝達している。	課題について改善方針が定まらなかったり、方針を定めていても組織内で周知できていない。	
9	【代表者要件】代表者がS-GAPについて、概要を正しく把握し、推進の必要性について理解している。	S-GAPは誰のために実践すべきことなのか理解しており、項目も『食品安全』『労働安全』『環境保全』等から構成されていることを把握している。	代表者がS-GAPの概要について理解できていない。 【誤認の具体例】 ・S-GAPは認証取得のために実践するもの ・チェック項目を適合させることがGAPである ・GAPは食品安全のために取り組むもの	代表者がGAPについて一定の理解をしていないと、GAP推進のために必要な取組を推進しようという意思決定ができない。
10	【事務局の運営】組織体制に関する文書を作成し、適切に保管している。 ※項目4で確認するものと同じ	以下の文書等が作成され、必要に応じてすぐに参照できるよう適切に保管されている。 ・規約、組織体制図 ・構成員名簿 ・事務分掌がわかるもの	組織体制に関する文書が適切に保管されていない。	項目4は『組織』体制が構築されていることの確認。本項目は、事務局が組織に関する文書等を作成し、保管していることを確認するもの。
11	【事務局の運営】組織体制図と実際の組織の整合性がとれている。	組織体制図と実際の組織を照合した結果、整合性がとれている。	組織体制図と実際の組織体制に食い違いがある。	文書の適切な管理とは『保管』だけでなく、内容の更新も含まれる。人事異動や構成員の変更等に適切に対処することが重要。
12	【事務局の運営】構成員名簿と実際の構成員の整合性がとれている。	構成員名簿と実際の構成員を照合した結果、整合性がとれている。	構成員名簿と実際の構成員に食い違いがある。	

S - G A P 農 場 評 価 判 断 マ ニ ュ ア ル

番号	達成水準	適:リスクは見られない	不適:リスクがあり改善を要する	備考
13	【事務局の運営】集団の運営に関する文書を作成し、適切に保管している。	以下の文書が作成され、必要に応じてすぐに参照できるよう適切に保管されている。 ・栽培マニュアル ・集出荷関係マニュアル ・その他自主的な取り決め事項に関するもの	集団の運営に関する文書が適切に保管されていない。	
14	【事務局の運営】組織の規約記載内容と実際の組織運営状況の整合性がとれている。	以下についての整合性がとれている。 ・集団名及び代表者 ・事務局所在地 ・集団の目的 ・集団への参加要件	規約記載内容と実際の組織運営状況に食い違いがある。	
15	【事務局の運営】事務局職員のスキル向上を図っている。	事務局において、職員の能力向上に必要な研修を開催もしくは受講させている。※研修内容例(文書管理研修、GAP関連(機械安全使用、農薬適正使用、救命関連等)研修等)	事務局職員のGAP推進に関連する事務能力等の向上を目的とした研修会を開催もしくは受講させていない。	集団の運営は、事務局の事務処理能力に依存する面が大きい。また、構成員や新規参加希望者等の窓口となる事務局がGAPの知見を有することは、集団のGAP推進に大きく影響する。
16	【組織管理状況】組織の規約や運用しているマニュアル、取決め事項等の遵守について、全ての構成員から同意を得ている。	集団への参加時等に、規約類を遵守する誓約書等を提出させ、適切に保管管理している。	規約類を遵守する意向を確認する書面を、全ての構成員に提出させていない(欠けている構成員がいる)。また、その状況を書面で確認できない。	全ての構成員がGAP規範を遵守する根拠となるため、誓約書の提出・保管は重要な作業である。
17	【組織管理状況】管理運営上必要な文書やS-GAPで記録・保存が求められている文書について、適切に保管されている。	事務局で管理している帳簿類について、適切に管理している。想定される帳簿類の例(入・出荷記録、共同購入資材の購入・配布記録、廃棄物処理に関する契約書・伝票類、生産者から提出された栽培記録の綴り、その他個人の代わりに記録・管理している書面類)	事務局で管理すべき帳簿類に不備がある。	構成員の代わりに帳簿類を記帳・保存したり、構成員から提出された文書を取りまとめたりといった事務局機能が適切に機能しているかを確認する。
18	【組織管理状況】事件・事故等が発生した際の処理を行える体制が整っている。	事件・事故等が発生した時の対応マニュアル等(対応責任者の記載が必須)がある。また、事件・事故等が発生していれば、苦情処理簿にその記録を保存している。 ・苦情処理関係マニュアル ・苦情処理簿	事件・事故等が発生した時の対応マニュアル等が具体的に定められていない。また、苦情など日頃発生している課題を記録する『苦情処理簿』等が作られていない。	
19	【組織管理状況】内部監査員・内部検査員はGAP研修等の受講によりGAP指導能力のある者が担当している。	内部監査員・内部検査員(内部監査員が兼務することも可)の能力向上に必要なGAP関連研修の受講歴を復命書、受講結果通知書等で確認できる(検査員については義務ではない)。		内部監査員、内部検査員による内部監査・内部検査はQMSの肝となる部分。一定程度のGAP取組水準を維持するために、これら職員の能力向上はとても重要。
20	【組織運営状況】組織が効率的に運営されている。	職務ごとに責任者、権限の度合いなどの定めがある。	組織において事務分掌や責任の所在等が不明確である。	
21	【組織運営状況】構成員の生産技術や経営管理等能力向上を図っている。	組織が主体となって視察研修や栽培講習会などを開催し、構成員の生産技術や経営管理等の能力向上を図っていることが確認できる。 ※内容によっては28番のGAP関連研修と重なっても良い。	生産技術や経営管理等の能力向上に関する研修は開催していない。	

S - G A P 農 場 評 価 判 断 マ ニ ュ ア ル

番号	達成水準	適:リスクは見られない	不適:リスクがあり改善を要する	備考
22	【組織運営状況】構成員は研修や講習会等に出席し、意欲的に自己研鑽に努めている。	研修や講習会等の出席状況を記録・保存しており、欠席の多い構成員に対しては、一定のペナルティを課している。	欠席の多い構成員を把握していない、または把握していても適切な指導やペナルティを課すなどの対応を行っていない。	研修等への欠席が多い構成員は、集団としてのGAP取組レベルを維持するための障害となる。何らかの対応が必要。
23	【組織運営状況】組織の規律が保たれている(構成員としての資格(規約類)の遵守)。	構成員が規約や栽培マニュアル等、組織としての取り決め事項について違反した場合、違反状況を把握し、その記録を適切に保存している。	組織の規約や栽培マニュアル等、構成員が遵守すべき事項(生産物の規格を除く:24番)について違反があっても、その状況の把握をしていなかったり、記録として保存していない。	
24	【組織運営状況】組織の規律が保たれている(生産物の規格遵守)。	生産物の規格遵守徹底に向け、違反状況の把握及び記録保存が実施されている。	生産物の規格遵守を徹底する取組が見られない、または、規格の違反状況について把握した記録が残っていない。	
25	【組織運営状況】組織の規律が保たれている(違反者指導)。	組織の規約や生産物の出荷規格等について違反した者に対し、適切な改善指導を行い、その指導状況を記録・保存していることが確認できる。	組織の規約や生産物の出荷規約等について違反した者に対して、適切な改善指導を行っていない、または、その指導結果を記録・保存していない。	
26	【組織運営状況】生産物のトレーサビリティ確保に努めている。	可能な限り、出荷物がどの構成員から集荷され、どのような生産工程を経たものか把握するようにしている。	生産物のトレーサビリティについて、取り組もうという意思がない、またはトレーサビリティそのものについて理解が無い。	トレーサビリティはGAPの基本となる部分。ICTシステムの有無などに関わらず、生産履歴、出荷履歴等から生産者やほ場、農薬・肥料等の施用記録等までを追跡できる環境を構築していく。
27	【組織運営状況】S-GAPの各項目のうち組織として担う項目と構成員各自で取り組む項目の仕分けができています。	一覧表等で組織(事務局等)と構成員の取組項目を明確に示すことができる。項目によっては両者が重なってしまうことがあっても構わない。	S-GAPの各項目で組織と構成員のどちらが担うのか明確で無く、その結果としてどちらが取り組むのか分からない項目がある。 例:資材の購入伝票の保存(野菜・21番) 事務局が一括管理するのか、生産者個人で管理するのか不明確で、どちらでも管理されてない可能性がある。	出荷・調整の記録や資材の購入記録、出荷・調整時の労務管理など、組織と構成員のどちらが管理すべきか分かりづらいことについて、明確にしておく必要がある。S-GAPの各項目について、組織と構成員の役割分担を書面で仕分けする。
28	【組織運営状況】構成員に対し、「良い農業のやり方」に関する研修を開催している。	構成員に対し、S-GAPの各項目のいずれかに関係する研修を定期的に開催している(GAP全般に関する研修が望ましい)。	構成員に対し、GAP関連研修は開催していない。	
29	【組織運営状況】監査員・検査員の能力向上を実施している。	年に一回以上、GAP関連研修(食品安全・労働安全・環境保全・GAP全般等)を受講させている。	監査員の直近一年間におけるGAP関連研修受講実績が確認できない(GAPについて一定程度の理解はある)。 監査員の研修受講歴が確認できない。 監査員がGAPについて理解できていない。	項目19は内部監査員・内部検査員に適切な能力があることを確認する項目。
30	【共同利用施設等の運営】共同利用施設における運用規約類を作成し、適切に運用している。	集団で共同利用している施設、機械・機具類等について、管理・利用規約等を作成し、そのルールに則って運用されている。	共同利用施設の管理・利用に関する規約類が整備されていない、またはその規約類に則った運用がされていない。	共同利用施設は、集団内で管理している場合と、集団外の別組織が管理する場合が想定される。集団内であれば、S-GAP各項目の基準に従い確認する。集団外の場合は、管理・利用規約、使用契約書、各種帳簿等で施設が適切に管理されているか確認する。
31	【共同利用施設等の運営】共同利用施設等におけるマニュアル類を適切に保管している。	集団で共同利用している施設、機械・機具類等のマニュアル類は必要に応じてすぐに見られるよう保管されている。	共同利用施設のマニュアル類が適切に保管されていない。	
32	【共同利用施設等の運営】共同利用施設における利用者を適切に管理している。	施設の利用者について、いつ、誰が、どの程度利用したなどの使用記録を作成し、適切に保管されている。	共同利用施設の使用記録簿等が適切に保管されていない。	

S - G A P 農 場 評 価 判 断 マ ニ ュ ア ル

番号	達成水準	適:リスクは見られない	不適:リスクがあり改善を要する	備考
33	【共同利用施設等の運営】共同利用施設における整備記録等を適切に保管している。	施設の管理責任者を明記した整備・清掃等管理記録簿を作成し、適切に保管されている。	施設の整備・清掃等管理記録が作成されていない、または適切に保管されていない。	
34	【点検実施状況】土壌・水、生産物等の自主検査を適切に行っている。	集団として土壌・水、生産物汚染等の自主検査を行っている場合、その結果を保存し、適切に利用している	自主検査を行っていない、または自主検査の結果を適切に保存していない。	
35	【点検実施状況】構成員のGAP実践状況について、適切に内部検査を実施している。	チェックシート等により全ての構成員のGAP実践状況について内部検査を実施している。	内部検査は実施しているが、内容が不十分(構成員全員分が揃っていない、内部監査員や内部検査員が確認していない等)。内部検査を実施していない。	集団全体のGAP実践レベルを維持するための第一歩。
36	【点検実施状況】内部検査後の是正活動を適切に行っている。	是正が必要な事務局活動、構成員の取組について、是正を行った結果を確認できる。	全員の是正が確認できない 是正活動を行った実績が確認できない。 内部検査を実施していない。	
37	【点検実施状況】他者からの指導・検査を受け入れている。	GAP指導者による指導や農場評価員などによる農場評価を受けている。	他者からのGAPに関連する指導・検査を受け入れたことが無い。	
38	【内部監査】年に一度以上、内部監査員が集団の内部監査を行っている。	年に一度以上、内部監査員が『S-GAP農場評価シート【集団編】』を用い、集団の内部監査を行った記録を確認できる。	内部監査を行っていない、または内部監査を実施した記録が残っていない。	内部監査は、農場評価員と同等の集団評価を行うことである。そのため、事務局外のGAPについて一定以上の知見を持つ者が担当する。
39	【内部監査】内部監査で改善を要するとされた事項について、適切に対応している。	内部監査の結果、改善を要するとされた事項について、その対応結果を書面等で記録・保管している。	改善を要する事項について、適切に改善対応していない。また、対応していても、その結果を記録・保管していない。	GAPでは証拠を示すことが重要なため、改善対応していても、その結果を記録・保管しておき、評価員に示すことが求められる。
40	【内部監査】内部検査員を内部監査員と別の者が担当している場合、内部監査員が適切に指導している。	内部監査員が内部検査員を対象としたGAP研修等を開催した記録を確認できる。	内部検査員に対する指導が確認できない。	